

平成28年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（第1日目）

日 時 平成29年3月13日（月曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月13日 午前9時00分

付託議案

（企画総務部・選挙管理委員会）

第 44号議案 平成29年度宍粟市一般会計予算

（市民生活部）

第 44号議案 平成29年度宍粟市一般会計予算

第 45号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 47号議案 平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

出席委員（9名）

委員長	西 本 諭	副委員長	藤 原 正 憲
委員	林 克 治	委員	飯 田 吉 則
"	東 豊 俊	"	高 山 政 信
"	鈴 木 浩 之	"	山 下 由 美
"	小 林 健 志		

出席説明員

（企画総務部・選挙管理委員会）

[ 企画総務部 ]

企画総務部長	中 村 司	企画総務部次長	名 畑 浩 一
企画総務部次長	世 良 智	秘書広報課長	森 本 和 人
秘書広報課副課長兼情報通信係長	小 河 秀 義	地域創生課長	山 本 信 介
地域創生課副課長兼企画係長	西 川 晋 也	総務課長	三 木 義 彦
総務課副課長	安 井 洋 子	財務課長	砂 町 隆 之
財務課副課長	石 垣 貴 英	財務課副課長兼財政係長	小 棕 憲 樹

[ 一宮市民局 ]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 井 上 憲 三

[ 波賀市民局 ]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 長 田 茂 伸

[ 千種市民局 ]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 清 水 忠 二

( 市民生活部 )

[ 市民生活部 ]

市民生活部長 小 田 保 志                      市民生活部次長 長 尾 一 司

市民生活部次長 澤 田 志 保                      市民課長 牛 谷 宗 明

市民課副課長 梶 原 昭 一                      税務課長 水 口 浩 也

債権回収課長 小 谷 慎 一                      環境課長 宮 田 隆 広

環境課副課長兼生活衛生係長 西 岡 公 敬

事務局

次                      長 上 長 正 典                      係                      長 岸 元 秀 高  
主                      幹 清 水 圭 子

(午前 9時00分 開議)

西本委員長 皆さん、おはようございます。

本日から16日木曜日までの4日間にわたりまして、各部局の平成29年度各会計予算に関する審査をお願いいたします。連日の審査になりますが、よろしく願いいたします。

なお、限られた時間でございますので、多くの委員に質疑の機会がありますように御配慮をお願いいたします。

本日は、小林委員の質疑書が追加されておりますので、よろしく願いします。

委員会の意見、また賛否確認は3月16日木曜日、審査終了後の予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、企画総務部・選挙管理委員会の説明に入る前に、説明員の方をお願いを申し上げます。説明職員の説明及び答弁は自席で着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席からわかりづらいので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して委員長の許可を得て発言してください。マイクの操作は事務局で行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。なお、答弁は質疑に対して的確に整理して行ってください。

それでは、企画総務部に関する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分においてのみ簡略に説明をお願いいたします。

中村部長。

中村企画総務部長 本日から予算委員会、御苦労さまでございます。よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、企画総務部関連の取り組み状況等を報告させていただきまして、後で質疑に対して答弁させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

座って失礼いたします。

平成29年度の予算編成に当たりましては、やはり第2次総合計画、それから地域創生総合戦略に基づきまして、人口減少対策に積極的に取り組んでいくという方針でございます。その中で、やはり予算に当たりましては、持続可能な健全財政あるいは雇用の創出による若者定住促進、子育て環境の充実に集中して取り組むとともに、生活圏の拠点づくりや風景街道の創造など、地域存続に向けまして特色あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、企画総務部の平成29年度の取り組み事業の方針につきまして、概要だ

け説明させていただきます。

予算資料の1ページ目から各課の部分での取り組み方針を示しております。その中で、何点か絞りまして報告させていただきます。

まず、秘書広報課といたしましては、やはり効果的な情報発信の推進ということで、いろいろな媒体を通じまして宍粟市の状況をPR動画も平成28年度につくっております。この部分で市内外への的確に情報、魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

それから、4点目のマイナンバー制度の情報連携等の対応なんですけども、この平成29年7月から自治体間の情報連携、マイナポータルの運用等が始まります。その部分のシステム改修、各種テスト等を現在進めておるわけなんですけども、この部分につきまして着実に実施できるように、またセキュリティー対策につきましても万全を期していきたいと考えております。

続きまして、地域創生課なんですけども、この部分につきましては、やはり政策の総合調整という部分の役割を担っております。先ほどもありました地域創生の総合戦略の推進、昨年度三つの重点化方針を決めております。この部分を着実に進めていくため、各部局と連携して進めてまいりたいと考えております。

それから、これが4点目の総合戦略の着実な推進という部分なんですけども、やはり森林から創まる地域創生ということで、宍粟市として特色ある部分、やはり山を守るという部分を前面に出していきたい。その中でアクションプランとして住まい環境づくり、彩りと生業づくり、生活圏の拠点づくりということに焦点を当てまして、魅力あるまちづくりに取り組んでいくということにしております。

それから、その中の生活圏の拠点づくりの推進ですけども、やはり老朽化が進んでおります市民局あるいは生涯学習施設等、この部分につきまして公共施設の総合管理計画の部分も見据えた上で、やはり建て替えるのであれば、生活圏の拠点の施設として、いかに利便性あるいは効率的な施設になるかという部分を現在検討委員会等の意見もいただきながら進めているところでございます。そして、新たな市民交流、賑わいの魅力をつくり出していきたいと考えております。

あと一つが、平成29年4月に開校いたします県立森林大学校の部分でございます。これにつきましては、やはり学生の支援、そういう部分を地域の団体で作ります協議会で現在受け入れ体制等を協議いただいております。開校後も引き続きまして育成協議会となるか、名称はまだ決まっておられませんけども、そういう体制で、いかに若者の定住に繋げていけるかという部分で環境整備にも取り組んでいきたいと

考えております。

次、総務課でございます。

やはり職員研修に力を入れていきたいということで、多様化する市民ニーズに対応するため、また、住民サービスの向上に向けて職員一人一人の資質向上というのが大切になってまいりますので、あらゆる研修、効果的な研修に参加をさせていただいて、個人の能力の向上に努めていきたいと考えております。

それから、3点目なんですけども、選挙事務の適正かつ効率的執行ということで、今年度につきましては、市長・市議会議員選挙が4月に実施をされます。この部分につきましては、厳正かつ的確な選挙の執行になるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、財政課の部分でございます。

財政といいますと、やはり健全財政への取り組みというのが一番大切な部分でございますので、将来の交付税の一本算定を見据えた上で、一層の効率的かつ効果的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、平成28年度に固定資産台帳等を整備しております。この部分について、平成28年度決算における新基準の財務諸表を作成してまいりたいと考えております。

それから、公共事業の入札及び契約検査の適正化ということで、やはり入札制度というのは公正かつ適正な執行に努めるというのが第一でございます。この部分につきましては、契約関係の事務あるいは検査について厳格な検査を行うというようなことで、より確実かつ適正な公共工事の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、企画総務部の事業の取り組み方針の概略を申し上げました。あとは、各予算書等に基づきまして、質疑にお答えしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

西本委員長 企画総務部の説明は終わりました。

これより通告がありますので、順次発言を許可いたします。

それでは、東委員。

東委員 それでは、質疑を通告しておりますので、それに沿って行いたいと思いません。

まず1点目は、平成29年度の施政方針に係るところからなんですが、施政方針24ページにあります生活圏の拠点づくり事業について、先ほど部長のほうからも、生活圏の拠点づくり事業と、それから日本一の風景街道の話が先ほどの説明時にもあ

りましたが、24ページになります。これだけの費用をかけて、本当に人口減少を抑制するダムとしての効果が期待できるのかということなんですよ。ここに書かれてあるとおりになるわけなんですけど、事業が。それと同時に、事業効果のところにも書かれています。点在している公共施設の集約化・複合化によって、市民の利便性の向上と、こうありますけども、今その市民が全く不自由を感じているのかどうかということですよ。それと、一宮には当然一宮市民局があって、市民局長がおられます。市民局長が是非こういうことをやるべきだと、やってほしいというような大きな声が上がっての企画、計画なのか。その辺もあわせてお聞きをしたいと思うんですが、まず1番の人口減少を抑制するダムとしての効果が本当に期待できるのかなと、こんなふうに思いますので、このところをしっかりと聞いておきたいなと。随分多額の予算になってますのでね、その辺をしっかりと聞きしたいなと、こんなふうに思います。まず1点目。

西本委員長 山本地方創生課長。

山本地域創生課長 それでは、御質問にお答えいたします。

単純に施設を整備しまして、そこで人口抑制ができるのかということでございますけれども、まずはいろいろな機能を持った施設を整備することによって、そこで活動の場を提供していくという中で、それらを利用される方々がどのような活動をされるかということが重要になってくると思いますので、つくるだけではなく、一緒になって作りながら、その中でこういった活動が展開できるかということをサポートしていく、そのあたりも含めて進めてまいりたいと思います。そういった中で地域の皆さんのそこで住んでいくという気持ちの醸成にも繋がりますので、人口抑制に繋げていこうということでございます。

西本委員長 東委員。

東委員 作文のような答弁なんで、どうもわかりづらいですけどね、施設を整備して利便性、今どんな不自由があって、こうしないとだめなんだということで取り組むのか、それとも、とりあえず先ほど部長の話にあったように、老朽化しとるんで、まずきちっと整備をしていこうというものなのか、その辺を聞いているんですよ。今なぜだめなのかということを知りたいんです。今の状態ではなぜだめなのか、そして、これだけの費用をかけて本当にそれができるのかと、それを聞いているんですよ。

西本委員長 世良企画総務部次長。

世良企画総務部次長 今、東委員のほうから御質問いただきました点、3点ほどご

ございました。まず、1点目の効果があるのかということなんですが、これにつきましては、生活圏の拠点づくりということで計画づくり、これまで委員会でも御報告申し上げておったところなんですが、旧各市民局ごとに一つの生活圏の拠点づくりを進める、そういう中で市民局を中心とした約半径1キロのエリアに、そういった市民生活に必要な、そういう施設がそこに集約されると、その中で一番中心を担っている旧市民局、そこに拠点をつくっていかうという、そういう考え方をお示ししておりました。あわせまして並行して今、一宮市民局をまず第一弾として取り組んでおるわけなんですが、市民局が旧役場からもう建設されて50年近くたっている、また、センターいちのみやにつきましても40年余りたっている、そういったものを建て替えとあわせて利便性を向上するように複合的な施設で建て替えをすることによって、市民の交流の場にしていったらどうかという、そういう考え方を持っております。

2点目の市民のニーズがあるのかという御質問でしたわけですが、これにつきましては、委員会でもいろんな主体の方々の御意見もお伺いしております中で、やはり今、センターいちのみやには坂道を上がって行って、そして自分の用事はするんだけど、なかなか、じゃあ市民局の用事に行ったときに、ついでにセンターいちのみやに行って本を借りるようなことはない、また、子育ての方が保健センターやすらぎに行ってもついでにじゃあ本を借りることになるようなことはない、逆のこともなかなかない。そういう中でそれを一つにさせていただくことによって、非常に複合的に行ったついでに、ほかの方と話ができたり、また体操に行った方が本を借りたり、子育ての方が行ったついでに子どもに絵本の読み聞かせができるようなことがあるというようなことで、そういう御意見をたくさんいただいております。そういうことでこのニーズというのはかなり期待できるものと、このように考えております。

また、市民局長の声ということもお伺いしております。こちらにつきましては、この拠点づくりの委員会、市民局長のほうにもずっと入っていただいておりますが、この計画段の中で市民局との会議、内部協議も重ねた上で、やはり市民局長も同じような思いで、前回の一般質問のときにも市民局長からお話があったと思うんですが、一宮市民局周辺とあわせまして北部も含めて是非この拠点づくりが必要であるということで、市民局長のほうからも市民の声、いろいろとこの計画に反映をしていただいておりますのでございます。

以上です。

西本委員長 東委員。

東委員 予算委員会は時間の関係もありますので、私ばかり時間をとったらいか  
んのですけども、今、世良次長の答弁にありました、意見としては全く同じところ  
を私も持っています。御案内のように一般質問で私もしました。よいまちについて  
質問しました。いくら中心部がよくても周囲が寂れては何もならないという、周囲  
が元気であってこそ中心もよくなるという話をしています、ずっとね。持論でやっ  
てますけども。そういう意味では、市民局の周辺が賑やかになるとことは大変結構  
なんですけどね、物から入る、いわゆる整備から入ると、必要があって整備する  
のは全く違ってきますのでね、与えればできるというものではないという感覚から  
申し上げておるんですね。だから、盛り上がって、こうしないといけないと、例え  
ば食堂に関しても、お客さんがいっぱい入ってくるから、これでは手狭やかからとい  
うことで広げて行って、どんどん発展させていく場合もある、いくら大きなホール  
の食堂があってもお客さんが2人や3人ではどうにもならないと。この辺から話を  
しているんで、物から入るのは果たしていいのかなという、ちょっと疑問がありま  
したので、あえてこの問題をお聞きしたんです。

それと、やっぱり人口減少を歯どめする、市民局周辺を大事にする、これはやっ  
ぱり手法の問題だと思うんでね。何かをすればよくなるというものではありません。  
あくまでも手法をどうしてやっていくかということが大事なんで、その辺をしま  
り、これだけの大きな費用をかけるんですから、しっかり取り組んでもらうことを  
ちょっとお願いをして、この件は終わります。

委員長、続いてもう1点。もう1点は、同じようなことなんですけども、施政方  
針の27ページにあります日本一の風景街道ですか、これも先ほど部長の話にもあり  
ました。市長も予算質疑で話がありましたけども、これはその逆なんですけども、  
これ目的に書かれています。これだけの費用で事業効果にあることが期待できるの  
かということを書いています。

文字どおりなんですけども、日本一の風景街道、専門家を呼んでというふうなこ  
とも書いてますけども、先ほどの24ページに対して、これは10万円ですよ。本気  
でそんなことを考えているのかなというふうに思います。たった10万円で、ここに  
書いてあることが本当にできるのかなというふうに思うんですが。

そして、もう一つは、専門家を呼んでということになってますけども、なぜ自分  
たちで自ら立ち上がってやろうとしないのか。その辺が人の意見ばかり聞いたって  
しょうがないでしょうがね。その辺はいかがです。なぜ自分たちで本気で取り組ま



ないんですか。

西本委員長 山本地方創生課長。

山本地域創生課長 まず、予算的なところですけども、今年度はこの日本一の風景街道づくりの計画をまずつくりたいと思っております。当然単年度で終わるものではございません。そして、専門家にまず頼るところなんですけども、当然地域創生課の中で計画はつくっていくものなんですけれども、やはりそこに専門の意見を聞いて、この日本一の風景街道の進め方、そのあたりを考えていきたいと思っております。その専門家に全く委託するものではなくて、宍粟市の中のいろいろな山、川、いろいろな農家の風景でありますとか、里地の風景でありますとか、そういったところを取り入れまして、これからどうやって地域ブランドの魅力を高めていくかでありますとか、観光地の拠点のネットワーク化でありますとか、地域の中での6次産業化でありますとか、観光資源を活用していくという、まず取りかかりの年であると考えております。

この先、私が、この事業が20年とか未来永劫続くとかいうことは個人的なところで、そこは言えませんけれども、創世期としまして1年目から3年目はいろいろな地域のさまざまな主体に呼びかけて、プロジェクトの種をまいていくと。そこから個々のプロジェクトが動き出していくという、長期にわたるものと考えております。  
西本委員長 東委員。

東委員 長期になるということですけども、先ほどの私、専門家の話をしましたけども、専門家に頼るだけではないと。自分たちでやるんだということですが、その専門家というのはどういう人ですか。どういう立場でどういうことをされておる、その専門家に何を求めるんですか。この報償費というの、報償費だけなんで、恐らく専門家への報償費じゃないかとも思うんですが、今言った専門家とはどういう人なのか、その専門家に何を求めるのか、その専門家に求めたことによって、どうなるのか、その辺はどういう企画ですかね。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 現時点で考えておりますのは、例えば園芸大学の教授、講師でありますとか、それから樹木に詳しい方、といいますのは、宍粟市の気候でありますとか、この地形を見ていただいて、このエリアにはこういった樹種が合っていますとか、そういったところでやはり専門家の意見をいただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

西本委員長 東委員。

東委員 もう最後にしますけれども、どうもできるのかなあという、ちょっと心配がありますね。一つ、あえて言わせてもらうならば、なぜ住民を巻き込んで地域からずっと熱が上がるような、そんなことをなぜしないのかなと、こんなことを思いますけどね。元氣げんき大作戦なんてありましたよね。これは今度大幅に予算が減ってますけども、自分たちで盛り上げていくような、そういうことをずっとリードしていく、そういう専門家ならいいですけどね、ここにどんな木が適しているか、そんなこと誰でも知っています。なぜ自分たちで盛り上げようとししないのか。そして、住民がさっきの生活圏の拠点づくりじゃないですけどね、なぜそういうふうな企画をしないのか、企画総務部というのはそれが仕事ですよ。それが企画部の仕事ですよ。それをしないとだめですよ。企画部。企画総務部、総務部は当たり前ですけども、企画というのはそこにあるわけですね。もちろんこの後の審査でまちづくりもありますけども、企画というのはものすごく大事なことで、それがわかってないと、いくら金かけたって前へは進みません。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 失礼します。最後におっしゃっていただきました企画の部門でというのは、これ東委員からこれまでもたびたび御指摘いただいております。

ちょっと元に戻りまして、一つ目の質問のところでもいただきました予算のところなんですが、実は企画総務部のほうには予算、これだけしか今計上しておりませんが、市全体でこの風景街道にかかわる予算は、それぞれの部局でいろいろとメニューを持たせていただいております。例えば苗木の育成等ということで120万円、これは休耕田を使って苗木を育成をしまして、この風景街道に植えていく苗をつくっていくという、そういう取り組みであったり、あと御形の里の関係での山づくり、こちら400万円ほど上げております。また、もみじ山強化、それからふるさとの森づくり、住民参画型の山づくり、森づくり、今最後に東委員からおっしゃっていただきましたあたり、市民のほうの盛り上げというのは、このふるさとの森づくりであったり、住民参画型、また御形の里の森づくりにつきましても、これ地域の皆さんと一緒に計画をつくって、まほろばの裏の山を何とか彩りある山にしていこうということで、これから市民局のほうで今考えていただいております。まさに、今東委員がおっしゃっていただいたとおり、地域での取り組み、自分たちで市民がまちを盛り上げていこうという、そういう気持ちを醸成していく中で、こうい

う事業に取り組んでいただくという、それをコーディネートするのが企画総務部であると、このように考えております。

先ほど課長が申しあげました専門家の先生というのは、いよいよのところでは技術的なところのアドバイスをいただくというところで、全体的な企画につきましては我々職員が頭をひねって、いろいろな市内の専門家の方もいらっしゃいます。そういった方々のお知恵もいただきながら、この風景街道づくり、今年からいよいよ本格的にスタートをしていきたいと、このように考えておるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

西本委員長 委員の方に申し上げます。質疑については項目ごとに進んでまいりますので、順次それを示しますので、よろしく申し上げます。

申しわけありませんけど、生活拠点にもう一度戻りますけれども、山下委員。

山下委員 それでは、質問させていただきます。

この24ページの生活圏の拠点づくり事業のところ、一宮市民協働センター調査設計業務のこの3,324万円、これの積算の根拠の説明をお願いいたします。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 積算の根拠でございますけれども、あくまでも標準的な建築の設計基準単価をもちまして、想定される面積等を勘案して積み上げたもので算出しております。

以上でございます。

西本委員長 山下委員。

山下委員 基本的な設計の単価というふうに説明して下さったんですけども、私はそれだけではわからないので、もう少し詳しい説明というのはできないものなんでしょうか。

西本委員長 山本課長、もう少しはきはきと申し上げます。

山本地域創生課長 そこに職員が何人勤務するということでもありますとか、一定の一人当たりの何平米というようなものが事務所的にはそういった積算の仕方がございます。それから、今、一宮で進めております生活圏の拠点づくりの中でこういった機能を持ち合わせた施設にするかというところで、機能ごとにそれら各会議室でありますとか、子育てスペースでありますとか、そういったところのスペースを積み上げて計算したものでございます。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 山下委員、すみません、今課長のほうから考え方のことを少

し御説明をさせていただきました。先ほど東委員の御質問のときにも少しお答えをさせていただきましたが、センターいちのみやと市民局、この建て替えにあわせて保健センターの機能の一部もこちらに集約化する中で、それらを三つ統合した場合に、標準的にどれぐらいのスペースが要するのかというのを、あくまで事務的に標準的なスペースを出しまして、それに対して公共施設を設計する場合に、これだけの基準単価があるという、その単価を掛けて積算をしております。ですんで、今課長が申しあげましたその基準で、じゃあこの施設を新たに設計する工事にかかるというのではなく、あくまで標準的なものを上げないと予算の積算ができませんので、この金額を上げさせていただいております。ですので、この後面積の増減によって、この金額はあるいは補正をさせていただくことがあるかもしれません。その点については御理解をいただきたいと思います。

以上です。

西本委員長 続きますして、飯田委員。

飯田委員 私も同じ生活圏拠点のことなんですけれども、東委員がるるおっしゃったので、私のほうからは、この先ほどからありますように、市民の声を聞いて市民が使いやすい、集まりやすい拠点をつくっていくんだということなんですけれども、先般ありました地域による検討委員会、委員の方のおっしゃることを聞いていますと、市の提案に対しての意見になってしまっているような感じがするんですね。だから、みんなで作るというより、先ほどからおっしゃっているように、企画部において企画していくもの、それに対して市民の声を聞くという、従前からあるシステムがそのまま生きているんじゃないかなと。本当にみんなにここに残ってもらいたいとか、ここの施設を使ってもらいたい、そのための利便性を図るとかいうものであれば、もっともっと先ほど東委員の話ではないですけれども、市民の声を聞くべきで、市民にどうしたいんだということをはっきりつくり上げてもらった上での企画の中で検討していくと、そして、つくり上げていくという方法が一番ベストじゃないかなと思うんですよね。どうも見てますと、企画部でつくったものをどうでしょうという形になっていきそうな雰囲気なんですよね。

この前代表質問でさせていただいた若者の声はどうするのか、一般企業などの声はとかいうようなことを言ったわけなんですけれども、それは声を聞きながら進めていくというようなお答えだったかと思うんですけれども、これこの3月中に仮設計というんですか、基本設計の部分に入るという状況の中で、果たしてそれがそこまで突っ込んだ意見を聞いたりして反映できるものかと、ちょっと疑問に思うんですけ

ど、どうでしょうか。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 この市民とそれから委員会、こういった関係性のところであったり、今回の計画、市がつくったものに対する意見ではないかということなんです、これまでの5回の委員会の中で、最初から市のほうからこういうものをという提案をして、それに対する意見をいただいたものではございません。1回目からいろんな意見をいただく中で、まず、生活圏の拠点というようなところで大きな意見をいただきました。ショッピングセンターみたいなものが要るんじゃないかとか、そういった意見も具体的にはいただきました。ただ、この会議を重ねる中で、やはり委員の皆さんもそういったものを今一宮につくっても、なかなかじゃあ維持していけるのかという中で、やはり最終的にはこの拠点をまずしっかりしたものをつくって、そこで交流をしていく、そしてあと公共交通での市内の一宮の生活圏の中でのネットワークをきっちりする必要があるなというふうな意見をいただいております。

企業であったり、若者の声ということなんです、これはおっしゃる点は私も理解させていただきます。企業については、この委員会の協議の前に一宮管内の金融機関であったり、JAさんであったり、そういったところの方々にもお集まりをいただいたり、また、こちらからお伺いをして、今それぞれの現状等についても御意見をお伺いをさせていただいております。この後、また具体のこの3月中に計画、考え方を整理した上で、また個別のところには御意見をいただく必要があると、このように考えております。

また、若者というところなんです、どこを捉まえて若者かということなんです、昨年、市内の高校3年生の全生徒さんを対象としたアンケートを実施をさせていただいております。その中で一番近い伊和高等学校の生徒さんのアンケートの内容なども確認をさせていただいておりますが、高校生の皆さんの考え方からすると、なかなかショッピングセンターであったり、あるいは映画館であったりというような、そういう意見も出てくるんですが、やはりこの住んだところに愛着を持つような、そういったことも欲しいなというような御意見もいただいております。

そういったところ、高校生の方に、今この生活圏の拠点というのを具体的に聞くところに至ってないんですが、今回この委員会の中では初めて実際に子育てなさっている若いお母さんにも入っていただきました。一番今切実なのがそのあたりではないかというようなところで、非常に前向きな御意見をいただいております。まず、

そういった方々の意見は是非この拠点づくりに反映させていただきたいと思っておりますので、今までにない考え方を持った施設整備ができると、このように我々は思っております。

この4月以降、この今まとめていただいた考え方をもって、再度タウンミーティングであったり、子育てのグループであれば、今代表の方だけなんですけど、今度そのお集まりのところに行って話を聞いていく、あと商工会の青年部さんにももう既に打診をしておるわけなんですけど、そういったグループの中で御意見をいただいていく、設計はこの平成29年度の前半に入りたいと、このように考えておりますが、市長のほうからは我々事務方が考えておるスピードで前のめりになるなよと、よう意見を聞いてから、これは着手をするよという指示も受けておりますので、できるだけ意見はしっかりと聞いて計画に反映していきたい、設計に反映していきたいと、このように考えておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 今御説明いただきました。なかなか声を聞いて反映するというのは難しいと思うんです。特に若者といえども、なかなかそこへ集中してくるものでもないし、それがしていただけると、私にとってもあなたたちにとっても大変うれしいことだと思うんですけれども、そこへ何とかそういう声を拾い集めるのも皆さんのお仕事でもあろうかと思うので、その辺のところはぬかりなくお願いしたいと思います。

それと、この声なんですけどね、はっきり言って議事録的なものってオープンになっていますか。この委員会自体が開催されることがオープンになつとるかなというのもあれだったんですけど、私ちょっと聞いて傍聴できますかということでは申しました。これももう二つ返事でオーケーはもらえませんでした。そういうことで何でこんなやり方をするのかなと。もっと多くの市民の方に見ていただいて、聞いていただいて進める。実際この話、拠点づくりって一宮管内のちょっといろいろ企業をされている方とかに話しても、わかってないですよ、全然。何するつもりなんという感じ。それと、この前も代表質問で言いましたように、あそこ2回も水に浸かっとなやでって。そこをそのままするんとかいうような声も聞きます。その辺はもっと先ほど市長が前のめりになるなと言われたように、もっともっと周知させて、いよいよ何をしようやということ周知させておかなんたら、何や建て替えるだけやないか、一緒にして建て替えるだけやないかというような思いになると、先ほど一番皆さんが望んでいる、皆さんが寄ってきて、ここでコミュニケーションをとって

という、そういう状況になりにくくなると思うんです。一番大事な部分を置いて前へ前へと行ってしまうようなことになろうかと思うんで、その辺もうちょっと考えてもらわなかったら、せめて一宮の管内の人でもどういうことをしようとしておるんかということを理解してもらおう努力をしてもらいたいと思うんですけど、どうでしょう。

西本委員長 世良企画総務部次長。

世良企画総務部次長 まず1点目の会議録につきましてはおわびを申し上げます。これ早目にホームページでちゃんと公表するよということに指示をしておったんですが、事務的なそごがございまして、確認しましたら、本日公表する結果に至っております。申しわけございません。私ももっと早く公表しておるものだと思っておったんですが、ちょっと事務的なそごがございました。お許してください。

それから、あと、おっしゃっていただいた声を聞く、そういったところ、これはもう飯田委員のおっしゃるとおりであると、同じ考えを持っております。是非このあと、まちのほうへ出ていきまして、いろんな声をお伺いした上で反映していく、防災上の観点も同じ思いでございますので。ただ、今いろんな組織が改変時期にございますので、ちょっと一歩が踏み出せない状況であります。また、新年度が始まりましたら、すぐまちのほうへ出ていきまして、市民の皆さんの御意見をいただく機会をつくってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 次長のほうから前向きな声を聞きましたので、是非ともまちへ出ていくのも大切なんですけども、皆さんが今何をしようとしておるかということがわかる状況を早くつくってもらいたいと思うんです。知らないところでどんどん進んでいくというのは、ちょっと問題があるかなと思うんで。自分たちは知らせているようでも、皆さんは知ってないと、こういうことだと思うんです。お願いします。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 市民の皆さんにも是非もっと積極的に知らせていく機会を設けるということを了知いたしました。よろしく申し上げます。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 今、大分意見というか、質疑が出たんで、私が聞こうとしていたことはもうほぼ解決しているんですが、先ほど来聞いていますと、やはり個別に意見を聴取してということになると、やっぱりいけないと思うんです。ずっとこれまで市民が参画したりとか、市民と協働するんだと言っておきながら、それをしているから

もうずっと意見反映ができないわけで、そういうことも含めてみんなが寄ったところで、自分はこう思う、私はこう思うというところの意見を出し合って、それでその市民が作り上げていくということをコーディネートできなかつたら、もう無理ですよ、財政的にも含めて。そのことをずっと言われてきているのではないんでしょうかね。

市民との参画協働なんて、もう本当にかけ声だけで全く進んでないんですよ。その原因がそこなんです。行政が何でもかんでも計画しようとしているだけで、本当にゼロベースから市民がこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというところを出して、そこでいろんな意見をぶつけて作り上げていくことを醸成していかなかったらいけないと思うんですけど、そういう視点は全くないんでしょうかね。これだけに限らずです。風景街道のことも御形の里も多分一緒だと思うんですけど。そういうふうにやっていかなかつたら、市民は参加してきませんよ。そのあたりの会議とか政策決定のあり方自体をちょっと根本的に見直す必要があると思うんですけど、そういう考えは一切ないんでしょうかね。そのあたりちょっとお伺いしたいんですけど。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 まず、この生活圏の拠点づくりの進め方のところで、まず1点目お答えをさせていただきます。

まず、この今の計画の協議のことなんですが、前年度、平成27年度において、市内の連合自治会役員会等で、まずこういうことに取り組みますということをお示しする中で、公共施設の総合管理計画の御説明もさせていただきました。市の財政はこういう状況ですよということと並行しまして、生活圏の拠点づくりにも着手をするんですということ。この公共施設の総合管理計画の考え方につきましては、平成27年度のタウンミーティングでも触れさせていただいております。財政のことについて市民の皆様にもお知らせする中でいろんなこの地域創生の戦略にも取り組んでいきます。ただ、予算が幾らでもあってやる分ではない、それと両にらみで進める必要があるんですというような、そういうスタンスは持っておりました。

やはり皆さんで寄ったところで考えるということにつきましては、非常に大事だと思います。私の先ほどの説明が若干十分ではございませんでしたが、個別という部分については、市民の皆様を対象としたタウンミーティングの中で、いろんな主体の方にもお集まりをいただいて御意見をいただく、またそれぞれの分野の方にもお集まりをいただく、そのあたりの御意見の聴取の仕方したいと思います。



いろいろな形で今鈴木委員には御提案をいただいたと思うんですが、これ一宮、北部3地域の第一弾として取り組んでおります。平成29年度は千種の生活圏の拠点づくりの協議にも入ってまいりますので、御意見いただいたこと、またこの一宮での取り組みの部分で十分でない部分も反省しながら、千種の拠点づくりのほうにもそういう考え方を取り入れながら進めてまいりたいと、このように考えております。西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほども言ったとおり、自治会には説明したというふうにおっしゃっていますけど、自治会の役員から本当に地域住民までその情報がおりにいるんですかね。あとタウンミーティングとかも、一宮の状況は知りませんが、いろんなところを見ても結局自治会長クラスが動員かかって出てきているだけで、いわゆる子育て世代とかという方たちは全く参加が見られないし、そこで意見を言える雰囲気でもないんですよ。附属機関も含めて、多分お母さん方とか、若い世代も入っているんでしょうけど、どの附属機関も、協議会も含めて一切その意見は出てきませんよ。出せる雰囲気ではないですし出したら出したで、ペしゃんとやられているんですよ。そんな状況で、市民の意見聴取なんてできてないんですよ。そのことを根本的に考えていただかないと、いつまでたっても、そんな市民が参画なんてしてきませんから。そこだけちょっと、その反省を踏まえて千種でとかっておっしゃいますけども、ここ10何年もそのことは反省してきていただかないといけないと思うんで、そのあたり、もう意思決定のプロセスを根本的に変えていただかないと、この予算の妥当性云々というのは、もうはっきり言ってわかりませんので、本当に市民が求めているものなのか、市民がつくり出したものなのか、それに対しての妥当な予算なのかということを検証しない限り、多分この事業の評価はできないと思いますので。

あと、ダム、ダムって言って、せきとめることをおっしゃってますけど、今もうせきとめるレベルではないんですよ、もう。吸い上げるといって、ポンプアップしてこなきゃいけないような状況まで落ち込んでいて、ダム機能をこれから整備していくと言っても、それではもう遅いんで、どっちかというところ、もうポンプアップして北部に人を呼ぶ施策を並行してつくっていただきたいと思いますので、施設整備したら人口減はとまるなんていうのは、もう幻想です、はっきり言って。もうちょっと政策決定のプロセス自体を見直していただきたいと思いますので。この件に関してはこれで結構です。

西本委員長 飯田委員、お願いします。

飯田委員 東委員からの問いに事業的には企画部の予算としてはこれだけやけども、

全体的に多くの予算を入れてつくり上げていくという答えだったと思います。確かにそれはそうなんだと思うんですけども、この中で関係者相互のネットワークの構築を図るということがあるんですけども、この関係者というのはどういう人を想定しているのか。とりあえず、そこをお聞きしたいと思うんですけど。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 関係者というところでございますけれども、まず、宍粟市商工会でありますとか、それから地域の団体で任意の団体、NPOとか風景街道づくりにそれでは取り組もうじゃないかというところで賛同いただきまして、任意の団体が立ち上がっていくところも想定しております。

それで、あと、自治会も含めた団体ではございますけれども、そういった市民のところ、それから国土交通省でありますとか、兵庫県の森林管理署、そういった官の部分、それから金融機関でございますけれども、これは大きな計画かもしれませんけども、事業に取り組む際に、融資を受けて進めていくというような部分も可能性はございます。そういったところで金融機関さんにも入っていただくと。そういったところを想定しております。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほど東委員からもありましたように、自分たちが道筋をつけてしまう、その中で、じゃあ地域にこれをという形では続かない、だめだと。本当に長いスパンでやっていくのであれば、もう地域からうちにはこういう木が植えたいんだというような声、そういうものをつくり上げていく、そのための企画をしてもらいたいなと思うんですよ。でないと、どうしても木は植えたは、最終的に誰が管理するんやという。いや、地域にお願いするんやと。地域は、わしらがしてくれと言うたわけじゃないぞと。これは往々にしてあり得ることやと思うんです。だから、その辺の最初のつかみというんですか、そこのところをきっちりしておかんかったら、長い年月をかけてつくっていかうという構想は途中でぼしゃってしまうというのが往々にしてありかねませんので、その辺は大事にしてもらいたいなと思います。

それと、金融機関なんかは特別お願いする必要はあると思います。今、金融機関は地域創生といいますか、地域貢献どこまでやるとかというようなことが審査に入っているというふうに聞きましたので、金融庁とかの審査に。だから、相手方もそういう声かけを待っておられるような状況があらうかなと思うんで、実際、本当に地域に対していかに貢献しとるかというところを審査される状況にあるんで、や

っぱりその辺は状況をつかんでお願いに行くというのは大切かなと思うんで、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど東委員に言われたと同じ答えになろうかと思うんですけども、もう一度その辺のところの考え方をお聞ひしたいと思うんですけど。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 今御指摘のございましたとおひだと思ひます。取り組みのところで、植えたけれども、あとの管理はどうするんだといったようなところで、これまでの常にそういった事業の課題であると認識しております。十分に入りの部分で市民の方と協働して進めるといふところを大事にしまして、行政だけで計画して、これでやりますといったことでは今おっしゃったような形になるといふことは十分気をつけていきたいと思っております。

ネットワークの構築といふところがございますが、そのあたりをいかに進めていくかといふところで、私どももそういった、やる人の場をつくっていくことで、事業がうまく進んでいくと、そのようにしたいといふ思ひで、今御説明したような構成メンバーも交えて、最初の段階からつくり上げていくといふようなところで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 この中で平成28年度の予算の中に苗木の養成、少し大きくしてといふことで、みどり公社のほうへ委託されておるといふことでしたけれども、最初この話の中に、雇用の創出といふことも入っていたと思ひますね。それと、放棄田といひますか、田んぼの放置されておるのを利用するといふこともあったと思ひますけれども、それはみどり公社が悪いといふわけじゃないんですけども、雇用の創出といふことになれば、やはり一般の市民の中で、よし、わしが育ててやろうといふ方とか、私たちでといふ団体とか、そういうのがあれば、そういう方にお願ひしてやっていくのが本筋じゃないかなと。最初から市の関係しとるみどり公社にぼんと持っていくといふのは、いかがかなといふふうを考えるんですけども、これから先、まだこの最初の何百本では済まないと思ひますけども、その辺の考え方をお願ひしたいと思ひます。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 苗木の件なんですけども、雇用の創出にいかに繋げるかといふことで、まず、今みどり公社さんのほうにお願ひをしまして、放棄田での苗木の育成、取り組みをもう既にさせていただいておるところでございます。今まさに飯田

委員がおっしゃっていただきましたとおり、これはみどり公社さんだけでしていただくものでもございませんし、今この放棄田についてはいろんな方が懸念をさせていただいておまして、実際、市民の方あるいはグループの方から、こういう活用はでけへんかというような、そういう提案も市のほうにいただいております。苗木といたしましても、何も大きいものからでなくても、ドングリは山へ行って拾ってきて、ポットで育成したものからつくることができますので、そのあたりの仕組みづくりについては、今、産業部のほうでも研究していただいております。是非いろんな方に取り組んでいただいてこそ、さっきの東委員のお話にありましたように、いろんな主体の中で、この風景街道づくりに取り組んでいただくような仕組みに繋げていきたいと思っております。

私のほうの今イメージとしまして、まさに飯田委員のお膝元でございます福知の村づくりで、平成21年の災害の後に苗木をあつた福知溪谷の街道沿いに植えたりとか、あるいは被災をした山崩れのあったところに苗木を植えていこうという地域の声に対して、市が苗木を支援して行って、あと管理をまた地域でしていただいているという、まさにモデルになるんじゃないかと思っております。ああいう活動を市内に広げて行って、それを市がネットワークをつくっていくという、そういうのが理想ではないかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっとお尋ねしたいんですけど、先ほど今後その園芸なり樹木に詳しい方とか、住民の方からどういう木を植えるかも含めて意見聴取するというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、もう既にみどり公社のほうではある苗木の育成は始まっているということですか。それはもう固定されてというか、どういう苗木が育成されているんでしょうか。そこにちょっと矛盾を感じるんですけど。これからどういうものを植えるかも含めて意見聴取をすと言いながら、裏ではもう苗木がつくられているのであれば、もうそれが固定ですよ。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 これは試験的にもみじであるとか、そういったものをつくってみようということで着手をしておるところですが、裏でと言われますと、これは非常に私もどうかと思います。試験的にもみじ山でもみじの植樹をしております。そういったことに対しても使える苗木を先に先行して試験的につくっていかうということでやっております。必ずしも今、試験的にやっておるものを市が指定してこれを植えてくださいというふうに指定をするわけではございません。そこで試験的

に育成をしておる苗が今後必要になったときに使えるようにという、そういう考え方でございます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もみじ、その他を試験的に植えているというのは、誰が植えてほしいというか、それを植えたいというふうにおっしゃったんですか。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 この休耕田での苗木の育成につきましては、産業部で所管をさせていただいております。今、私が知っている限りで今答弁をさせていただきましたが、それ以上の詳しいところにつきましては、ちょっと今持ち合わせておりませんので、お控えをさせていただきます。

西本委員長 次の質問に移ります。

高山委員。

高山委員 それでは、質問させていただきたいと思います。

私は、予算書の46ページ、東京オリンピック・パラリンピックということで、首長の連合負担金ということでお尋ねをしたいと思うんですけれども、10万円という負担金なんですけれども、わずかな負担金ではございますけれども、その中でなぜこの質問をしたかと申しましたら、やはり宍粟市にとっては、いろんな意味で対外的に宍粟市というアピールができるという、いいチャンスじゃないかなと思うような気がしまして、この質問をさせていただきました。

我々いろんなところを視察に行かせていただいたりしながら、宍粟市のアピールをするんですけれども、宍粟市ってどこですかと、こういう感じで問われて、視察先でもいろいろと調査されておるんだらうと思うんですけれども、案内していただく看板に「あなくり市」というような看板も書かれておる、これも事実でございます。そういった意味で、やはり宍粟市をアピールさせていただきたいという思いで、この質問をさせていただいております。

特に、先ほども街道づくりの事業ということで、日本一の風景街道ということで、事業化しようとしておるんですけど、これについてはやはり宍粟市をアピールして少しでも交流人口に結びつけていきたいという思いがあるかと思うんです。それがひいては定住人口、また人口増に繋がるんじゃないかなと。先ほども同僚委員もおっしゃってありましたけれども、やはり流出を食いとめるだけではなくて、やはりポンプアップをしていただきたいという思いがしております。そういった意味

で、少しでも宍粟市をアピールしていただきたいという思いがしておりますので、その点、やはりいい機会じゃないかなと思うんです。2020年に東京で開かれるオリンピック、またパラリンピックに向けて宍粟市をアピールするという意味合いで、これからこういった取り組みをなされるのかなあと思うんですけれども、ここにも施策方針のこの中にも書かれておるんですけれども、これから先、宍粟市として売り出す、アピールする、当然のことながら音水湖の活用も含めてだろうと思うんですけれども、そのあたりよその市に負けないような、先んじて宍粟市のそういった取り組みをしてもらいたいという思いがしておりますので、そのあたりいかがでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

宍粟市では、国道29号線の風景街道の協議の中で、近隣市町、八頭町でありますとか、若桜町と連携して誘致を進めることを確認しております。そして、平成28年の8月には、マスターズ大会というカヌーの大会でございますけれども、この開催地は奈良になったということではございますけれども、そのプレ大会を今おっしゃったように音水湖で開催するでありますとか、学生の大会等々の本大会は誘致できないにしても、もちろん声を上げていきたいとは思いますが、本大会が誘致できないにしても、前年度に記念大会を実施していくとか、その辺は積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、聖火リレーですけれども、これは西播磨市町長会において、姫路市長が聖火リレーの誘致を表明されて、共同で誘致を進めることを確認しておりますので、宍粟市内を通る29号線、音水湖までこれも続いております。隣の町にも続いております。そのところで、聖火リレーについても積極的に誘致を進めることに取り組んでいくというようなところで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

西本委員長 高山委員。

高山委員 前向きな御答弁をいただきました。先ほど来、同僚議員の話の中にも出ておるんですけれども、やはり住民参加をしていただきたいということで、やはり住民のほうから盛り上げていただきたいという意味合いもございまして、やはり少しアピールというか、私がイメージ的に思っているのは、よそのまちに負けないように先んじて、少しオリンピック的な誘致をするといったような意気込みを感じるような看板というか、何かそういったイメージで「オリンピックの何々を宍粟市

に」とかいったような、そういったものが設置できるかどうか、お考えかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 こういったことは、いかに早く取りかかるかというところで、随分イメージも違ってきます。そのところを他市町に先んじて取り組めるように看板の設置でありますとか、市民の皆さんの機運を盛り上げる、市が先導してそういう雰囲気をつくっていくというところでは、積極的に看板等の設置でありますとか、ホームページ上への記載でありますとか、取り組んでいきたいと思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 そういった考え方の中で、やはりほかの角度からもやはり宍粟市をアピールしていただいて、知名度を向上させるということはいろんな意味で、例えば雇用問題等々についても、どこですかと尋ねられるより、「ああ、そうですね、宍粟市、ああ、いいところですね」と言われるように、姫路に出ておりますきてーな宍粟館、それも大事な部署かと思うんで、そのあたりでしっかりそのあたりアピールが必要かなと思いますので、これは答弁よろしいです。

西本委員長 続きまして、高山委員、地域人材育成事業について、お願いします。

高山委員 主要施策に係る説明書の25ページ下段ということで、地域人材育成事業ということでございます。

先ほども申しましたように、本市にとりましては大変雇用問題が一番重要な課題じゃないかなあと思っております。その中で、やはり人口流出を食い止めるダムと、先ほども表現がございましたけども、やはり人口流出を食い止めるためには、学生さん、また若い高校を出られた方等々、そういう方々に地元で働いていただく、雇用をしていただくというのが、一番考えられる、宍粟市にとどまっていた大きくウエートを占めておるんじゃないかなと思いますので、そのあたりを少しお聞きをさせていただきたいと思っております。

この説明書の中で書かれております言葉を引用しまして、この点についてお聞きをさせていただきたいと思っております。

この中で、学生という表現がございますけれども、高校生、大学生を対象にされた文言だろうと思うんですけれども、地元高校生のことはわかるんですけど、学生って大学生の方もいらっしゃるんですけども、そのあたりでどこまでの方を対象に思っておられるのか、これ1点目です。

それと、新規事業でございますけれども、単年度事業ということでなくて、やはりこういった事業は単年度でなかなか集計ができるような事業ではありませんし、企業の相手方もいらっしゃいますので、そのあたり、少し1年と言わず、2、3年の息の長い事業展開が望まれるんじゃないかなと、このように思っておりますので、そのあたり2点お聞きをさせていただきたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、学生というところでございますが、学生、こちらが現在考えておりますのは、高校生、大学生、それから15歳以上の無作為に抽出させていただいて、2,000人へのアンケート、これは一般というくくりで15歳以上のところを調査させていただきたいと考えております。大学生も含めまして調査分析はさせていただきます。

あと、2点目でございますけれども、単年度と言わず、息の長い事業ということで、まさにおっしゃるとおりです。1年目につきましては調査分析をしまして、その中で企業と求職者のいかにマッチングしていくかというところ、高校生は、アンケートでありますとか、声を聞きますと、市内にこんな企業があることを知りませんでしたとか、専門学生とか大学生からの意見は将来は宍粟市に帰って住みたいといった意見も多うございます。

企業のPRがうまく学生に伝わっていないというところも課題かと思っておりますので、そのあたりをどのようにうまく繋げていくかという仕組みづくりを平成29年度に取りかかりまして、そこで一定の企業の求人と求職のところですり合わせといたしますか、うまく誘導できましたら、それはずっと続いていくと。定期的にアンケート調査もいたしまして、常に見直していくというような事業展開のほうを考えておりますので、これは単年度ではなく、継続して取り組むものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

西本委員長 高山委員。

高山委員 丁寧な答弁をいただきました。その中で、この中に事業効果の欄に書いてあるんですけれども、私もここが気になっておったんです。求人と、それから職を探してるほうと、企業とのミスマッチというのがここへ書かれておるんですけれども、そのあたりが産官学でしっかり連携されて、これから将来的に宍粟市にとどまっていたく人材ということを確保されようとしておるんですけれども、過去にいろんなミスマッチがあったんだろうと思うんですけれども、それらをしっかりと



反省をしながら、やっぱり進んでいていただきたい。

と申しますのは、実は私も少し聞いたことがあるんですけども、テクノに大きな会社がたくさんできておるんですけども、地域でやはりその企業が求める人材がなかなかないようでございます。そういった意味で、やはり企業というのは即戦力を求める企業もございませう。育成、養成をしながら人材を育てる企業もございませうけれども、やはり即戦力を求めるということで、そのあたりも企業が進出される大きな条件じゃないかなというようなことを聞いております。そのあたり、やはりしっかりとそういった人材を育成するというのも、これから先、やはり高等学校あたりに求められることじゃないかなと思いますので、そのあたり企業さんもちろんなんですけれども、学校関係者にもそういったあたりを聞いていただいて、やはりしっかりとそのあたりを検討していただいて、少しでも多くの方に宍粟市に残っていただく人材づくりというのが必要じゃないかなと、このように思いますので、そのあたり答弁を求めて終わります。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 人材育成の部分ですけれども、もちろん市内の高校にも意見をいただきまして、また、仕組みづくりの中のメンバーには入っていただくような形をとっていきたいと思っております。

人材育成の部分で企業が求める人材がどういった方なのか、そういうところを高校の中でのカリキュラム等にも影響してくると、それから先生にも御理解いただいとれないと、なかなか求人にあう人材が的外れなことになってはいけませんので、その点も注意して仕組みづくりのほうは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

西本委員長 高山委員、次の森林鉄道、お願いします。

高山委員 続けてお願いします。

森林鉄道の遺構の活用ということで説明書にございます。その中で、森林鉄道の調査費が平成28年度に計上されました。その結果を受けて波賀森林鉄道遺構の活用による地域活性化事業、体験ツアー、ロードマップづくり、また講演会等々ということでございます。その中で、将来的に復刻を目指すと、森林鉄道の復刻のことだろうと思うんですけども、どのような調査結果であったのかということであります。

少ない予算でございますので、どこまで調査されたのかなと思うんですけども、本当に地域の活性化に大変寄与する事業じゃないかなと思います。当初予算につい

て減額が大きいんじゃないかなと思うんですけれども、これで調査が終わったの減額だろうと思うんですけれども、どこまでの調査をされたのか、そのあたりを先に聞いて、あと質問をさせていただきたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 調査のほうについて御説明させていただきます。

調査研究と申しましても、今年度取り組みましたのは先進地への視察と、日本国内で少し遠いところもございまして、電話アンケートでの調査等を森林鉄道が残っている、森林鉄道を経営されている団体に調査をいたしました。それから、勉強会としましては、特に森林鉄道について全国的にも有名な林野庁OBの方をお招きしまして波賀の地元の方と勉強会をするなど、そういったことを実施しております。

あと先進地への調査により、その活用方法や現在の運行状況、経営等、そういった事務的なところはもちろん調査をさせていただいたわけですが、そういった中で、わかってきましたことは、まず森林鉄道を復元して乗るところに行くには、現在の遺構の調査は2年とか3年とか長くかかるかですけれども、そのところに重きをおいて、まずは資源の整理をしないといけないということと、地元波賀町の方であっても、遺構等を詳しく今説明できる方でありまして、覚えていらっしゃる方、また、皆さん認識されている方が少ないのではないかなと思うんですけれども、そういったことでは単に鉄道だけ実車を復元して行っても、その元がないところでなかなかうまくいかないというようなことがわかってきております。そのために、現在の波賀での遺構、文化遺産、産業遺産として残っているものをまずはしっかりと見極めて次の段階に行くというようなところで進めていかなければいけないのかなと思っております。

そして、やはり先ほど来、行政のほうで計画をつくって進めてもなかなかうまくいかないという御指摘をいただいております。まさにそのとおりだと思っております。地元の方が自分たちの財産として、誇りとして認識していただいて、それをどのように進めていくのかという、まずは団体等の立ち上げであったり、活動の方向性を市民の方で決めていただくというようなことをもって、最終的には森林鉄道の、できるかできないかわかりませんが、復活というところを目指して、そこへ繋げていくというようなところが今年度の私どもが知り得たところであるかなと思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 調査されておると。継続的に調査されるようでございますけれども、や

はり森林鉄道、私も写真を見せていただいたりしたんですけれども、大変貴重な資源じゃないかなあと思います。そういった意味で、やはり今の方々がその時代のいいところを知っておられる方々がだんだん少なくなってまいっております。そういった意味で、スピードを上げて取り組んでいただきたいなあと思うんですけれども、私もこの質問をさせていただいて、9日の日に、ちょうどサイクリングロードに今なっているんですけれども、それをところどころ見させていただきました。大変荒れたところもございますし、きちっと整備されたところもございます。そういった意味で、やはりサイクリングロード的なアピールというんですか、大変秋にはもみじの紅葉がすばらしいところもございますし、そういうあたりも整備をきちっとしていただきたいんですけれども。

もう1点は、やはり先ほど申しました音水湖のカヌーの話が出ておりました。そういった観点から、あそこがいろんな意味で波賀町以北のそういった観光拠点になるんじゃないかなあと、日本でも有数のポートレース場、カヌー場になるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりとタイアップをしていただいて、対岸のほうではまだ雪が残ってございましたけれども、いい景観でございますし、かなりの道幅もございます。そのあたりをもう少し有効活用していただいて、あそこにそれこそレールを敷いていただいて、トロッコを走らせることができないかなあというように思っております。ある方がそういったことを述べられておりましたので、少しヒントになれへんかなあと思うんですけれども、かなり音水湖、長い距離がございます。ダムをせきとめるところから奥の一番源流のどこまで、かなり長い距離がございます。大変対岸から見ましても景観がよろしゅうございます。そういった意味で、何とかそういった活用ができないかなあ、そういった取り組みができないかなあ、あわせてこれからの計画の中に入れていただくことはできないかなあとしますので、そのあたり御答弁をいただきたいと思っております。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 今おっしゃっていただいた音水湖というのは、本当に風景のすばらしいところで資源であると思っております。今後進めるに当たりましては、まず地元の方々がかわっていただく上でどんな事業にしましても、事業性、このまま立ち上がってみんながずっと継続してかわっていただくような内容であるとか、仕組みでないと、それにもわかに立ち消えてしまいますので、地元にある音水湖と森林鉄道を繋げるというようなところは大変重要なところだと思っております。

そういったところも含めて市民の皆さんと一緒にどういったことができるか、ど

ういった活用ができるかというふうな、最終的なところのできる、できないで早い段階で判断するのではなくて、可能性をもってその中でこういったことができるかというところを含めて考えていきたいと思います。

以上でございます。

西本委員長 高山委員。

高山委員 まず、長期的な物の考え方と短期的な物の考え方があるんだろうと思うんですけども、特に、私はオリンピックのことを最初の人に質問させていただきました。いい機会じゃないかなあ思うんですよ。だから、そういった意味で、やはり長期的に10年先、大事なこともかもしれませんけれども、やはりそういった事業とひっかけてやることも大事かなあと、このように思います。そういったことで、地元の方、早く御相談をいただいて、地元の方も参加をいただきながら、進めていただけたらなあと思います。

波賀のせっかく副市民局長が来ていらっしゃるので、そのあたりの構想を市民局のほうでしっかりと考えていただいて、少しでも宍粟市をアピールしていただけたらなああと、このように思っておりますので、副市民局長、少し構想をお聞きしたいんですけども。

西本委員長 長田副市民局長。

長田波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 失礼します。

音水湖のカヌーに当たりましては、平成19年度からいろんな取り組みをしております。この2月には、関西学生選手権が8月に実施できるというふうな、まだまだ整備状況は途中ではありますが、県の事業等もまた進行しておりますが、関西学生連盟の今からの市なり県の取り組みに看取すると。そういうふうなこともありまして、今年度音水湖での開催が決まっております。こうした取り組みが高山委員おっしゃるとおり、オリンピックの事前開催地にも繋がっていくのではないかなと、また期待しております。そうした中で、国道29号沿線のさらなる振興に繋がっていくものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 同じく波賀森林鉄道の研究成果ということを知ろうとは思ってはいたんですけども、今御答弁がありましたので、それは結構なんですけど、これ多分過疎債だったと思うんですけど、100万円使っていると思うんですけど、それで次年度は残りというか、20万円ぐらいやったんかな、だと思ひますけど、これ市民にとってどんな利点があるのか、この研究成果がどう発展していったら、市民にとってどんな利

益があるのか、そのあたりの成果目標をお聞かせいただきたいと思うんですけども。  
西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 今年度100万円の予算を置いておきながら、若干残すことにはなっておりますが、これはまず先ほど課長のほうも報告を申し上げました研究会、講演会を波賀でさせていただきましたが、国内の森林鉄道の第一人者の方に来ていただいて、地域を若干歩いていただいたり、そしてそれに基づいた講演会をしていただこうとおったんですけども、この方が全てボランティアでしていただいたというようなこともございました。また、こちらでいろいろ資料を職員が集めようとおったところも、その先生のほうからお手持ちの資料を国内の事例であったり、たくさんいただいて、これはもう活用してくれたらいいからというようなところでいただいたり、また、その後もいろんなアドバイスをいただいたりもしております。これは、もちろん波賀のこの森林鉄道について、何か動きをつくっていかうと最初御発案をいただきました地域の皆様も一緒にこの先生の講演を聞いていただいて、その後懇親会もして非常に中身の濃い懇談をしていただいたようです。

今いただきました御意見の中で、市民にとっての利点ということなんですが、もともと市が森林鉄道を何とかいうものではございません。地域の声であったり、商工会の皆さんの声であったり、そういったことを何とか前に進めていかうということで平成28年度に予算を置いておったものでございます。そういう中で、次年度に向けての相談もさせていただいて、平成29年度予算も置かせていただいております。

利点といいますと、必ずしもじゃあ何か利点なのかということになるんですけども、それ以上に地域を何とかしていかう、その一つのツールとして森林鉄道が生かせないかということ、地域の皆さんのほうから発議をいただいて、地域の中で議論をいただいている、その状況がまず第1点ではないかと思えます。その先に見えるものは、次の段階でまた双方が協議していく中で見つけていく、そして将来的なまちづくりに繋げていくということがこの利点の一つではないかと思えます。

以上でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いろいろ講演会であるとか、森林鉄道の写真展というのも何か以前にやっていたと思うんですけど、どれくらい実際に発議したというか、声をかけた人以外の一般的な市民がそこに参加しているのかということをお伺いしたいんです。

森林鉄道の写真展も市民局のロビーでやっていて、これちょっと今ネットで調べ

たんですけど、土曜日、日曜日、祝日、市民局がやっていないときは休館で、結局平日の朝から夕方まで展示して、一体どれくらいの市民がそこに触れられるのかということ。観光ということも含めて考えているのであれば、ちょっと休みの日に見れないというのは、どういう状況なのか、そのあたりも含めてちょっと実際に市民がどれくらいそこに参画しているのかということをお伺いしたいんですけども。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 これまでの展示、今回の事業の中ではパネル展示等まで至っておりません。資料集めとこれまでの状況は調べております。今御指摘ありましたように、平日の市役所があいている時間のみで、どれだけの方が見ていただけるのかというのは、鈴木委員のほうの御懸念と同じ思いを持っております。

今回、この調査の中で、波賀市民局がいろんなデータを持っております。あるいは兵庫森林管理署の署長様のほうもこの考えに賛同いただきまして、市長との意見交換の中で森林管理署にあるいろんなデータ、あるいは資料も倉庫の中から、今調査しておるんで、出てきたものは使ってくださいというようなことで署長様のほうから先日もこんな資料が出てきたよというようなこともいただいております。そういったものもあわせてまして、平成29年度は広く市外の方も含めてこれらを見ていただく機会、それから、事業の中にもございます遺構を訪ねるといことはあるんですけども、御承知かと思うんですが、赤西、音水、中音水、万ヶ谷、こういったところに森林鉄道が走っております。そういった一部のマニアの方が実際そこを歩いた状況も報告書をまとめていらっしゃいますが、市内の人のほうが知らない状況、非常に珍しいものも残っております。そういったところを一回元営林署で働いておられた方々、お元気な方に案内をしていただいたりしながら、掘り起こしていく、またそういったものも市内外の方にもお示しをしながら、それを一つの地域資源として活用を考えていこうではないかと、そういったことも平成29年度にしたいと、このように考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 お隣のほうでは、鉱山の跡地にあった遺構を訪ねるようなことも含めたり、あと鉄道自体も復刻をしているんですけど、結構、先ほど御指摘のとおり、市民のほう知らないということがあろうと思うんですけど、比較的そういう財産的なものをちょっとすぐに廃止してしまっていて、保存とかという概念がちょっと弱いとい

う気がして、ここまで崩してしまったら、もう保存もできないような状況というのが結構ほかの県でもあると思うんです。なので、是非遺構というのがどれくらい残っているものなのかわからないんですけど、極めてマニアックな話だったら、多分一般受けはしないでしょうし、地域にとって利があるかどうかというのは、ちょっと見極めなきゃいけないんでしょうけど、そのあたりをしっかりと本当の価値というか、文化遺産的な価値をしっかりと見極めていただいて、それを保存とかということは、市民参画のもと、もしそれが市民の意向であるのであれば、続けていただければいいと思うんですけども、是非ともマニアックなことにならないで、一般の市民も何かそのことから享受できるような仕組みとかいうことになっていただきたいなという気がするので、そこだけは注視していただいて事業を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 今、御提言いただいたとおりであると思います。特に、音水、赤西につきましては、今森林セラピーも進めておりますが、実際にあの谷を歩いておる要所要所で森林鉄道の遺構というものも注意して見ればあるわけなんです。ですから、この溪流、森林を歩いていただく中で、ああ、こういったものもあるんだという歴史も学べる、そういったことで一般の方にもその価値を見ていただくような、マニアックなほうに走らないような、そういう観光資源としての活用も考えてまいりたいと考えております。

以上です。

西本委員長 午前10時55分まで休憩いたします。よろしくをお願いします。

午前10時40分休憩

---

午前10時55分再開

西本委員長 休憩を解き、企画総務部の審査を続けます。

山下委員。

山下委員 主要施策説明書23ページ、光ケーブル工事4,900万円の用途を教えてください。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 光ケーブル工事4,900万円の用途の状況でありますけども、市内全域で整備しております光ケーブルにつきましては、道路工事の電柱移設に伴う伝送路の移設工事、また新築家屋への引き込み工事並びに増築の場合の増設の工事、

伝送路の障害時の復旧の対応の工事ということで、そういったものを年間250件から300件程度の工事の実施を予定しております。そういったものを見込んでの予算措置としている状況であります。

以上であります。

西本委員長 山下委員。

山下委員 増設の工事とか、それから、さまざまな障害があったときの工事とかということで、トータル250件から300件ということでしたが、もう少し細かに、先ほど項目を挙げられた分の件数の説明をお願いします。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 建設につきましては、やはり今後平成29年度、例えば一例としまして公共工事が進んでいく中での件数の把握となっておりますので、事前に何件という把握はしておりませんが、概ねこの近年の数年を見ますと、増設工事等につきましては、件数的なもので申し上げますと、平成27年度の実績になるわけなんですけども、新規の引き込みにつきましては85件、移設工事については109件、復旧工事につきましては30件、撤去工事につきましては7件、そして増設工事につきましては5件ということになります。

以上であります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それも含めてなんですけど、光ネット移動通信設備運営費で1億3,000万円、大体毎年1億4,000万円から、これくらいかかっているんですけど、毎年これだけかかって維持をすることと、よく言う費用対効果なんですけど、毎年こんなにかからないといけないんですかね、何かその利益を市民が享受していないように思うんですけど、このあたり、毎年これかかるものなんでしょうか。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 概ねこの1億3,000万円というのは、インフラの維持管理費用として毎年かかるものと考えております。その内容的には、1億3,000万円の内訳を申し上げますと、機器補修システムの更新であったり、光ケーブル支障移転工事、また事業所の引き込みの補助金、関電・NTTの添架料、そして敷地のケーブルの借地料ということで、1億3,000万円程度かかる経費となっております。

御存じのように、このしろう光ネットにつきましては、しーたん通信とか、しろうチャンネル、そのほかにもいろんな利活用をしておりますので、今後、例えば平成30年度、Wi-Fiスポットの専用線としても使えていくということで、今後イン



フラ等にも活用できていくということで、一応そのインフラ整備については市民にとっても必要不可欠なものであると考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、先ほどの山下委員からもあった光ケーブルの工事のことなんですけど、道路工事があるたびに移設というか、掘り返しているわけじゃないのか。電柱からかけ直したりとかというので5,000万円近くって、全く納税者にとっては理解のできない支出なんですけど、これも含めて保守点検というのは、そういう業者との提携の部分はあると思うんですけど、工事のことに関して言うと、毎回道路工事があるって、そのたびにこれだけのお金をかけてケーブルを移設するなり、かけ替えをするなりということが常に行われていくという話なんですかね。

西本委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 おっしゃるとおり公共工事に伴いまして電柱に共架しておりますケーブル、支障移転する場合には、市が設置したケーブルでありますので、おのずとして市が退けていくというような形と、工事をしていくという責務があると感じております。

これにつきましても、一応光ケーブルにつきましては、市民生活、防災をはじめ、いろんなところでの活用ということで、工事に伴う支出については、いたし方ないところがあると感じております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 多分外に出ている部分でいくと、やっぱり災害とかに弱いと思うんですけども、それを災害とかのときの情報通信にも使う話だと思んですけど、地下ケーブルみたいなものというのは、全市に持っていくときに考えなかったんですかね、地下だったらあまり掘り起こすこととかいうか、共同溝みたいなのが多分あって、いろいろな線なりとかが入っている状況がつかれると思うんですけど、大分前から電線は地中化する、景観の問題もありますけど、そういったところも含めて維持管理の問題があって、そうなってきたと思うんですけど、実際に敷くときの段階で災害時のことも考えて、地下埋設という計画はなかったんでしょうか。

西本委員長 小河副課長。

小河秘書広報課副課長兼情報通信係長 失礼をいたします。地下埋設のことなんですけれども、整備当時も、今もそうなんですけれども、全国的に地下埋設の地中化の工事というものは進んでいないのが実態でございます。ただ、国交省が持ち合わせております国道29号線上に情報ボックスというものがございまして、その中に光を

収納できるそういった側溝がございます。そういった部分については、姫路ケーブルテレビから宍粟市にわたって、連絡線を構築しとんですけれど、そちらのほうは電柱を通さずに、既存のもので使える部分についてはそういった活用もしております。ただ、全体的な話としまして、ケーブル網全てを地下埋設をするという部分については、工事費とか、それから技術的なこととか、全国的な普及とか、あるいは工事を進める業者とか、そちらのほうも含めまして、現状としてはまだまだ標準化されていないと、非常に金額も高額にかかるとお伺いしております。

以上でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 Wi-Fi環境を整えるのに使えるというお話なんですけど、ちょっとこれだけの費用がかかっているということは、多分しっかりと市民に説明しなければいけないでしょうし、それによってどれだけ便益が供与されているのかということもしっかりと効果を算出して、これだけかかっているけど、それ以上の効果とか、利便性が高まっているんだということを市民に説明していく責任があると思いますので、そのあたりはちょっとしっかり整理してやっていただきたいというふうに思います。これだけの費用、額だけで見ると、こんなにかかるのかなというのだけしか印象づかないので、もったいないということしか見えてこないの、そのあたりちょっと説明責任という意味で注視いただきたいと思います。

この件に関しては結構です。

西本委員長 続きまして、山下委員。

山下委員 主要施策説明書の24ページの上段です。しーたん通信・しそうチャンネル運営事業について質問させていただきます。

この事業にかかる目標の中で、しーたん通信の加入率は97%ということになりますが、しそうチャンネルの加入率が55%の目標ということになっています。先の予算質疑と重なって申しわけないんですけども、その根拠はどういうことなのか。

また、非常に多額の公費を投入している事業であるので、100%を目指すべきではないのか。

この問題となっているのが、地デジをアンテナで見られる地域、山崎中心部、一宮中心部、この加入率が非常に低くなっているということでお聞きしております。何か特別の対策が必要ではないのかと考えますが、いかがでしょうか。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 まず1点目のしそうチャンネルの加入率の55%は適切か、また

100%を目指すべきではないかという御質問に対してなんですけども、市としましては、今までの取り組みに加えまして、さらなる加入促進に向けた工夫と努力が必要と考えておりますけども、今後の100%を目指すということにつきましては、何ら変わりありません。説明資料上の55%の目標数値につきましては、平成28年度当初予算時の説明資料にも上げておりますけども、平成27年度の時点で55%に達していないということで、単年度で加入促進として取り組む上での目標数値としております。

続きまして、地デジをアンテナで見られる地域、山崎の中心部であったり、一宮の中心部には特別の対策が必要ではないかということについての御質問ですけども、これまでも加入率とあわせまして画質の改善であったりとか、防災情報発信機能の強化、番組内容の充実などに関しまして市民や議員の皆様から多くの意見をいただいております。

このことを踏まえまして、平成28年度に整備しますハイビジョン化のハード対策と運用体制の強化等のソフト対策を進めてまいってきております。平成29年度につきましては、ハイビジョン化に伴いまして防災機能が充実しまして、画質もよくなり、データ放送もできるようになったことをしっかり、特に山崎町の中心部、一宮町の中心部の市民の方々にPRするとともに、魅力的な番組づくりに、より一層推進することをあわせもって、良視地域の加入促進の取り組みを進めていきたいと考えております。

以上であります。

西本委員長 山下委員。

山下委員 先ほども説明がありましたように、やはり気象情報とか、災害情報とか、緊急情報等、市民にとったら安心・安全な生活に寄与するというところで、そういう意味でも100%を目指すべきではないかなというふうにも感じるわけなんですけれども、しかし、なかなかそういうふうにはいかないということで、市民の声を聞かれたこととか、またあるいはアンケート等でなぜなのかというようなことを調査して、今回の新たな対策に結びつけるというようなことは考えられなかったのかどうかをお尋ねいたします。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 以前アンケートをとりました中には、やはりしそチャンネル自身につきましては、番組の充実とか、見たいような番組の魅力がないというような意見もあったそうでありますけども、実質、良視地域の方に御意見をお伺いしま

すと、そのしそチャンネル自体を見たことがない、しそチャンネルがどういったものかわからないというようなことの御意見をいただいております。そういったことで、平成29年度、今までのしそチャンネルと違ってハイビジョン化になりますので、そういったところを積極的に打ち出しまして、こちらの市のほうからのプッシュ型で積極的に良視地域でまだ加入されていない地域を回っていくというようなことも取り組みの一つとして考えております。

以上であります。

西本委員長 山下委員。

山下委員 以前にアンケート等をとられたということで、この地デジをアンテナで見られる地域にとったら、新たな経済的な負担に繋がるということで、それが何とかならないのかというような回答はなかったんでしょうか。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 その部分についての回答があったかどうかというのはちょっと確認はようしてないんですけども、新たな負担に繋がるものかどうかということにつきましては、一応市の地域の番組としての魅力があるかどうかということに対して、市民はそれに対して費用対効果の中でお支払いするということを考えておりますので、今後とも魅力あるしそチャンネルづくりの取り組みをしていきたいと考えております。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 内容的にはほとんど一緒なのであれですけども、端的に言えば、具体策としてなかなか表面立って見えてこない部分での目標設定になってこようかと思うんですけども、先ほどハイビジョン化とか、データ放送ということで市民に理解とPRを求めていくということなんですけれども、先ほどもありましたように、内容を知らない、しそチャンネル自体のことを知らないという方が良視地域では多いと。その部分についての攻めというんですか、積極的にそこをお知らせしていかないと、何がいいのか悪いのか、その辺が全然、そこまでも入ってないという、入り口から中へ入ってきてないという部分があるうかと思うんで、今まで何遍も言っているんですけども、そこから先へは行ってないと思います。

だから、今回のデジタル化とデータ放送とかからの切り口で皆さんにお知らせすると、何とか加入していただきたいと、市としてはこの防災の観点でもどうかお願いしたいというようなことを積極的にやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

西本委員長 森本秘書広報課長。

森本秘書広報課長 先ほど山下委員に対しての答弁でも申し上げましたけども、平成29年度はハイビジョン化に伴いまして、攻めの姿勢を持った中で取り組みを進めていきたいと考えております。

重ねてとなりますけども、まず、良視地域のPR用のDVDを作成しまして、それで自治会等に見ていただいて、しそチャンネルはこういったものをやっています。地域情報並びにこういった防災情報についてもやっております。さらに市民として便利なツールができておりますというようなものの、こちらのほうから告知するようなものをもって臨みたいと考えております。

以上であります。

西本委員長 続きまして、飯田委員、古民家コンペ。

飯田委員 主要施策25ページの上段にあります古民家・空き家活用アイデアコンペ事業についてなんですけれども、優秀な事業提案に対する事業化支援の実施という部分が出されておるわけなんですけれども、具体的にどのような支援をしよう。また、その支援をするにしても、最初の段階で公募時にこういう支援をしますよということを出しておけば、応募する方もそれなりの覚悟を決めてやってくると思うんです。もっともっとモチベーションを上げた中での応募になるかと思うので、その辺のところをやってもらいたいなど。

それと、空き校舎の活用などもこの中に含めてやっていただければ、もっといいものになるんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

西本委員長 山本地方創生課長。

山本地方創生課長 空き家活用コンペのことですけれども、まず、市の支援としましては、産業促進、それから起業家支援の助成制度による支援を考えております。これらについては公募時から事業化に向けての宍粟市の支援ではこういったメニューがありますということを含めて公募要領等を作成させていただきたいと考えております。

そして、学校もこういったことに含めてということですのでございますけれども、一遍にやりますと、対象者であるとか、事業の目標というところがちょっと絞りにくくなってまいりますので、また別のところでこういった方法で進めさせていただきたいと考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 その起業家支援のほかの状況、産業部とかである部分を含めてというこ

とであるということに理解しました。

それと、空き校舎活用については、はっきり言って地域自体も今いろいろと管理をお願いして、地域で管理をしていただいたりしている部分もあると思うんですけども、やはり早く進めていただきたいという声を聞きます。自分たちではどうにもならん、これぐらいの世話をさせてもらうことでも手いっぱいやと、草刈りしたりとかいうことでもなんで、できればそういうことを早く進めていただいて、置いておけば置くほど、だんだん老朽化していきますし、やはり風を通すとか、そういうことが必要なんで、こういう対応もいち早くしていただきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 空き校舎につきましては、最近なんですけれども、定住自立圏の取り組みによりまして、佐用町が制度といいますか、仕組みのほうを主になって考えていただきまして、定住自立圏内の今現在あいている校舎も含めて企業へのPR等のパンフレットであったり、催し物の開催、動画の作成、そういったところで一緒になって進めておりますので、今後も続けて積極的にPR活動のほうは行っていきたいと考えております。

西本委員長 続いて、鈴木委員。

鈴木委員 同じく古民家活用アイデアコンペなんですけど、このコンペの制度設計というのはどうなっているのか、具体的に教えてください。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 主要施策の説明書に記載しておりますとおりなんですけど、細かなところがちょっとわからないかなと思います。まず、市内にあります古民家を題材としまして、事業性のあるテーマを募集します。それを審査しまして、最優秀賞といいますか、一番いい事業性のある、これは見通しの立つもので事業に移していくものであると判断すれば、その古民家の改修等活用の権利をその提案者に与えるというものでございます。

それで、活用等にかかる資金につきましては、あくまでも提案者の自己資金というところで考えております。市の支援制度で補えるところは、その制度を使っただけというふうなことで考えております。

以上でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ざっくりとしているとは思いますが、結局これ若い子たちの起業家

がここにチャレンジしようとしても、多分これではちゅうちょすると思うんです。市の支援制度を活用してもなかなか難しいかなという気がするんで、そのあたりも含めてもうちょっと制度を明確に示さないと、応募もできないと思うんで、ちょっとそこは詰めていただきたいのと、あと、金融機関の方が多分その審査のほうに入っていたらと思うんですけど、実際に本当にその事業性を評価していただいて、その事業だったら民間の金融機関も支援というか、いわゆる融資できるような状況なのかどうかというのをしっかり審査していただかないと、そこが緩いと、やったはいいいけども、結局事業として成り立たないとなったら、もう当然そのチャレンジした方がその負債を抱えてしまうことになるんで、そのあたりも含めてしっかりと制度の細部まで詰めていただいて、募集をかけていただきたいと思います。

あと、古民家というのは、具体的にここの古民家とか、こういう立地でこういう築何年でとかという、そういう具体的なことを題材にするのか、それともざっと市内にある空き家を活用してというような話なんですかね。そこをちょっと伺いたいですけど。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 まず、若い人がチャレンジできる仕組みにということ、これは非常に大事なことだと思います。先ほど金融にも入っていただくということでしたんですが、今、金融機関を含めてこういった起業に対して非常に協力的に御支援をいただいております。ですんで、まず、去年の秋にも商工会と信用金庫のほうで起業家のそういうセミナーをシリーズでされておりましたが、そういったときには実際にそういうコンサルタントと金融機関と商工会の方が来られて、講義を聞きながら実際に若い人も来られてましたが、そのプランについて最終的にどういうふうな資金が必要で、それを事業化していくためにはこういう仕組みが必要ですよというようなことも具体的な指導がなされておりました。そういう仕組みを使いながら、この古民家を活用した事業性のところにも、市と金融機関あるいは商工会と一緒にお手伝いをしていく、そういう仕組みづくりが必要だと思います。

また、実際にあるのかということだったんですが、今まだ公表できませんが、古民家、ここを使って市で利用してくださいというような提案もいただいております。非常に優良な物件がございまして、まずそこを試しにやっていって、その後その仕組みをどんどん市内に広げていこうということで、平成29年度まず先導的にやろうという、そういう思いでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 具体的に家主からの申し出があるんだったらいいと思うんですけど、やっぱり古民家ということで、逆にその古民家の価値があるという物件なのかどうか、どちらかという、ただ単に古いという意味ではなくて、その価値があるのかどうか、あと例えば集客を求めるような事業だった場合、立地とかも多分非常に重要だと思うんで、そのあたりも含めて本当にその建物が事業を展開するのに妥当かどうかということ自体もやっぱり金融機関の方なり、リサーチ会社の方なりとかは、わかんないんですけど、そういう方にそこで何か、例えば飲食店をやるとかだったら、どれくらいのお客さんが見込めてとかという、そういう市場的な部分も含めてそれが本当に最適かどうかというジャッジをしていただきたいと思いますので、ただ単に申し出があったからということで、お試しでやるのもいいんですけど、それが本当に住宅だったものが、企業として成り立つかどうかというのはまた別の議論になってくると思うんで、そのあたりもしっかりジャッジした上で場所の選定はしていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

西本委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 今お伺いしました件は非常に大事なことだと思います。物件につきましては、今おっしゃっていただいた、まさにそのような非常に貴重価値のある歴史的な建物、それを市外ではございますが、建築家のグループの方にも見ていただきまして、非常に価値がある、そして立地的にも今、市の観光施設とリンクをさせて、ここでそういったものを開けば双方が活性化していく、そういうものになるのではないかとというようなところで、アドバイスもいただいておりまして、今回こういう事業を進めたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、それも、だからそういうことだと、事業がある程度決まっちゃいますよね。観光地とのリンクとか云々という話と、全く違うアイデアで古民家の活用ということを考え、集客ということではなくて、違うアイデアが出てくる場合もあるんで、そういうのも含めてちょっと、もしそういう立地的にはそういう観光とかとリンクしてということが目的としてあるのであれば、そのことも提示した上でコンペしていただかないと、全く違う視点で古民家活用を引っ張ってくる可能性もあるんで、そういう意味で、そういう環境なんだよということもしっかりと応募の段階で公表してやっていただきたいと思うんで、そのあたりだけわかってはいいらっしゃるとは思う、そうされると思うんですけど、注意していただきたいとい



うふうに思います。答弁結構です。

西本委員長 続きまして、小林委員。

小林委員 同僚のほうからいろいろと質問ございましたので、私のほうはなるべく短く質問させていただきたいと思います。

古民家について、ほぼ説明がございました。私が一番聞きたいのは、いわゆる古民家を利用するに当たって、いろんな調査が必要だろうと思うんですね。ただ、この古い家、これは皆さんにいろんな形で使っていただくのに非常に価値があるなあというふうなことを思う前に、いろんな調査が必要だと思うんです。そして、この予算の中に45万5,000円ですか、1軒だけというふうな形でひとつやってみようという説明だったように思うんですが、こういうふうな予算でできるのかどうかというのを1点お聞きしたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 まず、いろんな調査が必要であるというところですけども、自前でできますところは、職員がかかわれるところは予算を抑えるために自らいろんな書類等をつくっていくというところがございます。予算的にもこれはかなり抑えたところで計画しておりますけれども、この取り組みを市内外に発信していくというところで、宍粟市にはこういった物件がありますよとか、あわせて、そのところにもこの事業をやる価値があるのかなと考えておりますので、そのところで予算的には職員が努力して進めていこうと考えております。よろしくお願いします。

西本委員長 小林委員。

小林委員 ちょっと話がそれるかもわからないのですが、空き家の部分と古民家の部分と少しは違うと思うんですが、仮に空き家のことでちょっと話をさせていただくと、仮に皆さんが自分の子どもに、ええ空き家があるんやといったときに、おまえここへ住めやと言われたときに、どういうふうな形で一番最初に何を心配されるかなと。私は、古民家もそうですけども、ぱっと入って、ああ、これはいいなあという考えでおられるのか、また、空き家の場合には、これはもう手入れなんたら、どないもじゃあないなと。それを空き家利用、空き家利用というのと古民家とちょっと違うと思うんですが、それが一番大事やと思うんですね。どんどんどんどん思索をしている間に古くなって使えんようになるというのが、それはちょっと話が空き家と古民家と一緒にあってごめんなさい。そういうようなところで、いわゆる自分の子どもなり自分の身内が近くにおるんやから、近くにその空き家があるから、こういうような形で利用せえやというふうな考えになったときに、かなりの費用がか

かるのはわかるんですよね。それをできれば市のほうが支援をして、こういうふうな形でここをこうすれば買っていただけるんじゃないかというふうな考えでいていただくと、空き家も借りる人も多いと、こういうふうに思います。

古民家も結局はそういう形で、ただ古い、これはもう昔の旧家やから、何とかこれを使えんかなあといったときに、いろんな修理費とか、下水であるとか、そういうふうなことも手をかけていかないかん。それをいわゆる市のほうが何ぼか負担をしてくれるのか、いや、金融でお金を借ることをお願いしますというふうに言われますけど、これ莫大な金がかかると思うんですよね。ですから、いわゆる市のほうがある程度の段階までは市が負担をして、こういうふうな形でやりますので、どうですかというふうな、そういう調査も必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 今御質問いただいたところへの直接の回答になるかどうかわからないんですけども、まず、物件ですけれども、持ち主さんと何度かお会いして、その売るとかといったことはあまり考えておられないようで、市のほうで使っていたら御自由に使っていていただいて結構ですというところで、まず物件を選ぶときに取得に大きなお金がかかるような、そこへ投資しなくはいけないようなことにならないように、そのあたりは配慮して物件を今のところ想定しております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 先ほど話をしましたように、やっぱり古民家を使うということになると、古いお家だと思っんで、どうしてもやっぱりトイレは必要になりますよね。そういうふうな工事をいわゆるどうするんだということを聞いているんですよ。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 現在想定しておる古民家なんですけれども、大変古い建物ですが、上下水道が完備されておまして、そういったところもあわせもってその候補選をさせていただいておりますので、新たに下水道が必要であるとかいうことは発生しません。そういった面で取りかかる段階からインフラ整備ができていような物件を選んでいくことで、個人であるか、事業者の方の負担が少なくなるように、スタート時点で少なくなるようなことは考えて、物件を選ばせていただいております。そういったところで、後から市が支援しなくても、既に基礎的なところが整備されている部分、そういったところで物件のほうを選ばせていただいておりますので、そういったところも支援になるかなと考えております。

西本委員長 続きまして、藤原副委員長。

藤原副委員長 それでは、通告しておりますことについて質問させていただきたいと思っております。

私は、大変事務的なことでありますので、簡潔にやりたいと思っております。

いつも私、気になっとんですけども、地域振興基金につきまして、この平成29年度で192万円の繰り入れが見てあるわけございまして、この基金の果実といいますが、利息については財産収入に3,200万円余り計上されておるわけなんですけども、この辺は192万円ぐらいは別に、3,207万9,000円のこの分についても一般財源であると思うんですけども、多分これは元気げんき大作戦とか、そういうまちづくり推進部のところに充当になっとるんかと思うんですけども、その上に若者フォーラムで192万6,000円が上がっておるんやけど、この辺は通常の一般財源で対応できないのかどうか。あるいは繰り入れのルールといいますが、そういうことができていいのか、あるのかどうか、ちょっとその辺を説明していただきたいんですけども。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 ただいまの地域振興基金の繰入金についての御質問でございますけれども、まず、地域振興基金につきましては、当初造成するときに起債発行が許可をされておりました。合併特例債を活用して24億3,000万円程度積んでおります。これに加えまして基金の運用益で8,600万円程度の積み増しをしております。地域振興基金につきましては、基本的にはこの果実を運用して、先ほど委員のほうからありましたような地域の元気げんき大作戦であったり、自治集会所の整備事業等に充当をしておるところでございますけれども、例年の充当事業以外に必要な経費について、今年度若者のフォーラムについて繰り入れをさせていただいておるところでございます。

西本委員長 藤原副委員長。

藤原副委員長 財政調整基金等につきましては、いわゆる繰り入れの処分の規定というのがありまして、4点か5点か、繰上償還の財源に充てるとか、あるいは経済情勢の急激な変化であるとか、あるいはまたそういう特別の建設費用が出たとか、そういうある程度の縛りがあると思うんですけども、この地域振興基金、当初の今言われるように積んだ目的から言うたら、それはやむを得ないんかもしれませんですけども、何か地域の市民同士の連帯の強化であるとか、また地域振興の強化に充てるということで、財政調整基金からみると何が漠然としておるのか、はっきりルール化されていないように思うんですが、その辺いかがでしょうか。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 御指摘のとおり目的は地域の振興のためという大きなくくりになっておりますので、こういった事業に取り崩すという、具体的なルールについては、まだそういったものはございません。しかしながら、毎年毎年利子以外に基金を繰り入れるということになると、当然原資がなくなって、利息の運用にも影響を与えてきますので、そのあたりのルールについては、今後しっかりとしたルールをつくるべきであるとは考えております。

西本委員長 藤原副委員長。

藤原副委員長 平成27年度からだったと思うんやけども、5,000万円か8,000万円か、基金が積みれたと思うんです。去年は2,000万何がしかの金額がここから繰り入れられておるんですけども、何かその辺がええぐあいルール化というのか、計画性がないと言うたら言葉悪いんですけども、そういうものがあるのでちょっとお尋ねしたんですけども。

それから、2点目ですけども、市の施設を太陽光発電用に貸し付けられて、あれ発電料というんですか、その7%がいわゆる市のほうに歳入になっておるんですけども、これ私ちょっと勘違いしておりまして、これは使用料というんですか、業者から入ってくる234万3,000円ということで雑入に計上されておるんですけども、私は市の施設を貸しているんだから、これは財産収入に上げるべきではないかなと、このように思うんですけど、その辺の見解はどうでしょうか。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 ただいまの太陽光発電の貸し付けの件でございます。そもそも市の行政財産を目的外で貸し付ける場合については、使用料徴収条例に基づきまして、使用料として徴収をすることができることになっておりますけども、この使用料徴収条例につきましても、そもそもその行政目的とした施設の内部を部分的に貸し付けると、そういったことを想定して金額等についても定めておるところでございます。

しかしながら、この屋根貸しについては、行政財産の目的外使用にはなるんですけども、行政目的そのものとして使用する部分以外を貸し付けるものでございますので、当初貸し付ける段階で検討しまして、これにつきましても条例の免除規定により、使用料としては免除すると。しかしながら、別途売電に応じた金額を近隣なり他の市町を参考にしながら、7%を徴収するというところでございます。したがって、条例に基づく使用料以外の収入でございますので、諸収入ということで

歳入をさせていただいております。

西本委員長 藤原副委員長。

藤原副委員長 3点目の土地財産収入ですけれども、土地売払収入は1,900万円計上されております。これは多分法定外公共物というんですか、里道・水路等の払い下げ等々もこの中に入って、管轄は建設部かもしれませんが、だと思っておりますけれども、これの具体的な説明といえますか、また単価の考え方、根拠について教えてください。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 続きまして土地の売払収入でございます。この土地の売払収入につきましては、先ほどもありましたように建設部所管の法定外公共物の払い下げの部分、この部分につきましては、例年どういったところからどういった払い下げ申請があるかというのは、非常に変動的でございますので、ここ数年の傾向を見ながら法定外公共物とあわせて千種町の宝谷住宅の住宅の売り払い、これもあわせまして900万円、これについては例年計上させていただいております金額でございます。

平成29年度につきましては、これに加えて新たに未利用財産の売却に取り組むということで、普通財産の売却1,000万円を目標として計上をしておるところでございますけれども、これにつきましては、まだ場所等については未確定でございますので、概ね2筆程度、1,000万円程度を目標として掲げておると。合わせまして1,900万円という予算計上になってございます。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 幾つかお聞きします。職員研修の事業で、先ほども職員研修を充実させるというお話があったんですが、これ実際には市役所も一組織なので、組織が抱える課題というのはあると思うんです。どのような課題を解決するためにどんな研修が計画されているのか、重点項目みたいなものがわかれば教えてください。

西本委員長 三木総務課長。

三木総務課長 失礼します。組織の課題については、どうしても最近特に定年による退職者が大量に増えているという状況があります。そういった中で、やはりそれに伴います新人職員の採用も一定程度確保する必要がありますので、そういったところで特に新人職員の研修が重要かなというところで、そういったところについては重点的に取り組ませていただいております。

特に、4月には公務員全般の知識を習得できるような機会を設ける研修といったものや接遇研修、また、きて一な宍粟といった民間の団体を活用させていただいた

接遇研修によりまして、市民感覚を感じとる研修を行っております。

さらに、年度終盤には1年間の振り返りも含めたプレゼンテーション研修などを行うことで、早い段階からさまざまな経験を積んでいただくことで、市民の方から信頼される職員の育成に努めてまいりたいと考えています。

さらに、それ以外の職員についても、やはりいろんな課題がありますので、そういったところの今回の審査報告にもありましたとおり、異物混入や事務上のミスをなくすための取り組みといったところの取り組み、さらに職員のメンタル面のケアの必要もあるかなというところで、そういったところについても所属長を中心として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 新入職員の研修もあると思うんですけど、結構、一般企業で考えると、新入職員の研修というのはすごいカリキュラムが明確なんです。それで配属後にOJTでその専門的な部分は勉強していけばいいと思うんですけど、基礎的な部分をやはりどういう力をつけることが宍粟市にとって有益なのかというところをもっと精査して、一般的なきつくばらんなことではなくて、もっと重点化してやっていただきたいなというのがまず1点。

特に、社会人としてのマナーという意味で、ちょっとやっぱり勉強する機会がないのかなというケースが結構見られるんで、そこは多分どの企業でもマナー研修というのは入れていると思いますので、そのあたり接遇というところに含まれるのかもしれないですけど、ちょっとそこは一社会人としての常識というところは、もうちょっとやっていただきたいなと思います。

あとは、課題、今までもいろいろほかの部分の審査で出てきたとおり、市民意見をきくばらんに聴取して、それをコーディネートしていくというのは、今よく言われるファシリテーターとかということとか、ワークショップを回す能力なんですよ。そのあたりがやっぱりないと、いろんな意見が出てきたのを楽しんで、ああ、そういうアイデアもあるんだというところを組み立てていくということに職員がもし参画するのであれば、その能力は是非どんどんつけていっていただきたいなと思います。それが市民参画とか協働というところに繋がっていくと思うんで、そこはちょっと重点化していただきたいなというのと、あと、文章上のミス、誤字・脱字とか、そういうのはわかるんですけども、あと、プレゼンテーション研修というのもあるんで、何とも言えないですけど、ちょっと文章の作り方というのが非常

にわかりづらいというか、行政の方ならわかるんでしょうけど、一般市民もしくは議会とかに関して非常にわかりづらいところがあるんで、そのあたりの、それはもう完全に日本語の研修だと思うんですけど、そのあたりもちょっと課題として抱えているのかなと思うんで、そのあたりしっかりと、どういう研修が必要なのかということを、しっかり職員の実態を見た上で精査して重点化していただきたいなというふうに思います。それはもう結構です。

あと、じゃあ、次に行っていていいですか、ふるさと納税。

西本委員長 どうぞ。

鈴木委員 ふるさと納税活用事業なんですけど、これ委員会資料の８ページにどこにどれくらい充当するかということで出ているんですが、今ふるさと納税って結構やっぱり首都圏とか、都心からはやっぱりふるさと納税だけして、結局減免されてしまって、税収落ちているというので非常に総務省も制度の改正みたいなものも含めて求めてくると思うんですけど、非常に不安定な財源だと思うんですけど、これに継続的な制度の背景としての財源に使っている事業が結構見当たるんですけども、これは財政として、こういうとこの財源にこういった不安定な状況の財源を使うということは、結構根拠が要ると思うんですけども、そのあたりちょっとお伺いしたいんですが。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 このふるさと納税につきましては、当然寄附金が確定したものではありませんので、変動する要素が十分あるということは認識はしております。しかしながら、このふるさと納税の用途、少子化対策であったり、福祉増進、医療の発展であったり、こういったものを活用して事業を始めたものもございまして、事業継続に支障を来さないように留意をしながら、毎年一定の寄附がいただけるように、当然その用途であったり、返礼品についても魅力あるものにしていく中で、一部を継続的な事業に充当をしておるところでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 特に、これから重点化していこうという少子化対策だとか、子育て支援の新規の事業、産後健診であるとか、1カ月児健診とかという、そういうふうにな定的に制度化していかなきゃいけないものまでこういう不安定な財源を使うというのはちょっと理解できないんですけど。図書館の図書購入とか、遊具をつくるとかって、そういうとこなら何となく理解できるんですけど、そういう制度に対する財源に、これを充当できるというか、しようとする意図というのが全く見えないんで

すけど、めちゃめちゃ不安定だと思うんですけど、それは今後もある程度の寄附がいただけるということも含めて期待するのは悪いことじゃないんですけど、どうなんでしょうかね、財政の担当としては。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 おっしゃるとおり、今後産後健診であるとか、1カ月児健診については、もう継続してやっていくという方向を示しておるところでございますけども、全てを単年度で終えていいような事業ばかりを毎年そういったものを単発でやって効果がそれぞれ出るのか、単年度で効果が出るのかというふうなことも非常にそれだけの寄附金を活用して、毎年毎年違う事業を単発で行っていくのがいいのか、そういった点も考慮しながら、ある程度部分的にはこういった継続的な事業にも充当をするということで、基金の使い道を整理をしておるところでございますので、その辺は先ほども申し上げましたように、事業継続に支障を来さないように留意をしながら判断をしていく必要があると思っております。

当然、仮に基金が極端な話、ゼロになった場合については、それらの事業についてやめるのか、またほかの一般財源を活用して実施をするのかという判断は当然していく必要はあるかと思えます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから言っているんです。その財源がなくなったときにやめるという判断をされてしまっただけでは困るような事業にまで充当しているから、僕は言っているんですよ。だから、一般財源で確保しておいて、一部補助的にこれを使っているのはわかるんですけど、全額使っているのがあるじゃないですか、事業費に対して。そこが見込めなかったら、例えばほかの事業で圧迫してきたら、そこを削るという話ですよ。

西本委員長 砂町財務課長。

砂町財務課長 事業をやめる、やめない、そういった見直しをするというのは、このブナ基金を充当しておる事業にかかわらず、ほかの一般財源でやっている事業についてもそういったことは常々検証する必要があるかと思えます。したがって、これを産後健診、1カ月児健診を一般財源でやるから、これはずっとというのは、やはり一般財源でやる事業についても毎年そういった事業の見直しというものは整理をしていく必要があると考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。じゃあ、その件は結構です。



次に、行っていいですか。

西本委員長 はい、どうぞ。

鈴木委員 では、委員会資料の14から16ページにいろいろ職員手当の件が出ているんですけど、時間外、あと住居手当が対前年度比で増になるというところが見えるんですけど、この根拠ですね、住宅手当はどのような状況かわからないんですけど、このあたりは増額になる予測をどうして立ててくるのかがわかんないんですけども。

西本委員長 三木総務課長。

三木総務課長 失礼します。時間外につきましては、平成28年度においては参議院議員選挙がありましたので、そちらの分で1,000万円、当初予算で組ませていただきました。平成29年度におきましては、市長・市議分の選挙で1,000万円時間外の追加があるのと、あと知事選挙につきまして、あと1,000万円ありますので、平成28年度と平成29年度で比較しますと1,000万円選挙分で追加させていただいておりますので、それを引かせていただきますと、マイナス618万円になるのかなと考えておりますので、時間外だけでその特殊要因を除きますと、減額といった形になるのかなと考えております。

住居手当につきましては、その家賃によりまして、1万2,000円から2万7,000円を上限としまして支給することになりますけれども、増額の理由としましては、平成28年4月1日で採用した新人職員の方が市外の職員が数名いましたので、そういった方が市内にアパートを借りていただいたことで増えた要因と、あと、結婚等によりまして、アパート暮らしをされる職員があります。そういった方がトータルで4名増加したことによりまして、その増加分が120万4,000円あります。それとあと会計間の異動等がありまして、トータルで増額になっているという状況でございます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと選挙に関しては、どこでもどれくらい正確に早く開票できるかというところをやっぱりやっていて、時間外の支出というのは市にかぶってくるということも考えれば、そこは是非効率的に運用できるように努力いただきたいと思いません。

あと臨時職員の賃金のところもそうなんですけど、これが増額になっていたと思うんですが、この根拠をまた教えていただきたいと思うんですけども。

西本委員長 三木総務課長。

三木総務課長 失礼します。臨時職員の雇用環境におきましては、なかなか募集を

しても応募がないというような状況が1点あります。さらに、平成28年10月1日に最低賃金が794円から819円に改定をされております。そういった状況におきまして近隣の市町村の賃金単価を調査する中で、やはり宍粟市の賃金単価も上げていく必要がありましたので、職種ごとに一定の賃金単価の増額をさせていただいております。その賃金単価のアップによる影響額としまして1,400万円程度ありました。

また、各事業の推進や専門員の確保が必要となっておりますので、そういったところで増額させていただいております。特に、一般会計で申し上げますと、幼稚園とか小中学校での教育現場の環境の安定化を図るということで、加配の職員を配置する必要が出てきております。そういったところで3,200万円ほど増額しております。あと、図書館等の事務補助員の専門員を配置するような形をしましたので、そういったところで880万円程度増えております。あと、子どもの貧困対策の学習支援員を配置するというので、そういったところで200万円程度、さらには職員の育児休暇で2名の増員がありましたので、そういった部分の事務補助員を確保するというので、460万円程度ありまして、増額分としては5,900万円程度を上げております。

あと、減額の要因としましては、寄附金事業が一部残っておりますけれども、月額で1名配置していたものを減らしたことで200万円程度、あと図書館の事務補助員等を減らしたことで1,100万円程度、あと相談支援事業所の専門員として配置しておりました保健師が一定の事業が完了した部分がありますので、260万円程度減額しております。その他の減額も含めまして2,800万円程度減額するというので、トータルしまして、差し引きで4,500万円程度が増額になったという結果になります。

いずれの事業につきましても、事業の推進上必要な主に専門員の配置になっておりますので、必要な経費かなと考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 是非とも一般的な常勤の方、正職の方と非常勤の方というところの賃金格差みたいなものは是正していただきたいのもあるんですけど、あとやっぱりトータルで考えて、ちょっと今、方向性として専門的なところを臨時でというところが結構見えていて、それはやっぱり正職員がその専門性を身につけるのかどうかかわらないですけど、そういう方向でいかないと、ここの専門的なところを外部に求めるというか、非常勤、臨時の方に求めるのは、ちょっとよろしくないような気がする

るんで、もうちょっとやっぱり採用であるとか、人件費の考え方というのはトータルでもう一回精査していただきたいなというふうに思います。これは結構です。

そのまま続けます。

委員会資料の18ページが一般会計の歳入歳出の状況で、平成28年度との比較があるんですけども、それ以降も含めて委員会資料のほうで議会請求分の中で出してきていただいていたと思うんですけど、2ページ、財政収支見通しなんですけど、これちょっと古いというか、平成29年度予算を審議するのに平成28年の8月の時点というのがちょっと解せないんですけども、ただ、これずっと今まで言われていたとおり、一本算定を迎えるときに赤字決算をもう見込んでますよね。それを財調から取り崩すというような収支見通しになっているんですけど、こうならないためにどういう努力を今までしてきたのか、今後していく必要があるのか、そのあたりのちょっと見通しをざっくりでいいんで、聞かせていただきたいんですけど。

西本委員長 ただいま12時を過ぎましたけれども、ここまま会議を続けさせていただきます。

砂町財務課長。

砂町財務課長 議会の請求資料として出させていただいております収支見通し、これにつきましては、毎年決算及び交付税の確定をもとに一定の前提の条件のもとで、見込みを策定をしておりますのでございます。したがって、先ほどもありましたように、平成33年以降赤字の見込みでございますけれども、この表のつくりとして赤字になった場合は、財政調整基金を取り崩すこととして整理をするという調査でございますので、そういった形になっておりますけれども、当然これにつきましては、将来的には平成33年、毎年こういった交付税なり、こういった制度改革も反映しながら、こういった収支見通しを立てておりますので、そういったものをもとに、行革と連携しながら赤字については対策に取り組んでいかなければならないと。

これまでにつきましては、第2次行政改革、また第3次行政改革の中で一定の行政改革の推進については図っておるところでございますけれども、当然それだけで十分なのかということ、そうではないと思われまして、こういった行政改革の大綱の推進の検証を行う中で、これらに掲げておる以外の項目についても今後早急に検討をしていく必要があると考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それで、平成33年からは2億から4億ぐらいをどんどん財調から取り崩すという計画というか、見通しになっているんですけど、これしてたら、多分、今

財調30億ぐらいだったと思うんで、5、6年で尽きるんです。しかも財調はそういうときのために、継続的に取り崩すことはできないはずなんで、そのあたりも含めてこれを実際どうしていかなきゃいけないのかということの危機感が全く感じられないんですよ。そうなったときには財調から取り崩せばいいですよみたいな話はもう通用しないんで、どうしたらこれが赤字決算せずに済むのかというところを是非とも早急に出していただきたいと思うんですよ。絶対無駄がどっかにあるんです。そこをあぶり出さない限り、これ赤字決算でいきますよって言われても、はい、そうですかって言えませんからね。そのあたりだけちょっと綿密にシミュレーションしていただいて、ここをこうすればこの赤字を出さずに済むというところを是非見通しを立ててやっていただきたいというふうに思います。

あと、8月時点で決算を受けてやるというのはわかるんですけど、平成28年のこれ恐らくこの状況なら当初予算ですよ。12月補正であれだけ積んどきながら、それも反映してないし、平成29年の新年度予算も立てたんだったら、そこは資料として提出するんであれば、そこももう反映させて見込みで出していただかないといけないと思うんで、そのあたりも含めてちょっと財政見通し、収支見通しに関しては今後もしっかりとタイムリーに提出するようにして、議会のほうが審査できるような状況をつくっていただければと思います。

あとは結構あるなあ。ちょっと端折ります。いいです。じゃあ、地方創生のことだけ聞きます。

議会請求の委員会資料の3ページで、総合戦略に関する柱に基づいてなんですけど、4本の柱になってますね。これが3本になったんですかね。いつもこのごろ3個の大きな柱というふうにおっしゃっているんですけど、それまではこの4本だったと思うんですけど、これが何か編成替えして3本に集約されたんですか。そのあたりちょっとそこだけお伺いしたいんですけど。

西本委員長 山本課長。

山本地域創生課長 この4本の柱を3本の柱に編成替えとしたということではなしに、さらに重点化して横断的に取り組みを進めていくという中で、連携させて進めるということで、3本にまたそれぞれのアクションプランということで、まとめております。この元の4本の柱が変わったとか、そういったことではございません。現場のところで進めやすいように、また絞り直したというところがございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 住むとか働く、産み育てるというのはなかなか効果額みたいなのは見え

てこないんですけど、特に観光にかかわる部分は、とにかく地域外からの財産というか、経済を呼び込む施策だと思うんですけど、この経済効果、これだけの年間観光入り込み客数136万人ということで、これ一人当たりどれくらいのお金を宍粟市で使っていただく予想なのか、経済波及効果みたいな部分はどう見込んでいるのか、そのあたりを最後にお聞きします。

西本委員長 西川地域創生副課長。

西川地域創生課副課長兼企画係長 失礼いたします。まず観光動態調査の数値が平成27年度の127万6,000人から136万人に増やしていきたいと、そのような目標を掲げております。その増加につきましては8万4,000人の増加を目標としております。

今、御質問にありました経済波及効果でございますが、この経済波及効果にしましては、概算で約3億2,000万円程度を推測している状況でございます。御質問にありました、じゃあ、その単価とかはどのように見込んでいるかという点でございますが、宍粟市で今観光で来られた場合、お一人大体お昼御飯で1,000円とか、お土産で2,000円、合計3,000円相当を地域内に観光で来られたときに消費されているかと、そのような試算をしております。

また、宿泊の方に当たりましては、宿泊代が概ね1万円、そして1泊2日を想定しますと、お昼御飯が1,000円から2,000円、お土産も2,000円程度、1泊2日の宿泊で約1万5,000円というところで、そういったことを想定して約3億2,000万円相当の経済波及効果を見込んでいる状況でございます。

以上でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その見込みはわかるんですけど、これ実態がそうなんですかね。市内の飲食店なり、宿泊事業者が客単価それくらいで見込んでいる話なんですかね。やっぱり市内、特にスキーなんかに来られる方は特にかもしれないですけど、やっぱりスキー場で食事をするのではなくて、やっぱり道すがらコンビニエンスストアで何かを買ってこられたりとかということで、市内にお金が落ちるという形上はそうなんですけど、実際にはそれはもう完全に本社企業というか、のところに流れていきますんで、本当に地元の産物を使った地元のものところにしっかりとそれだけのお金が落ちているかどうかというところはやっぱり見ていただかないといけないと思うんですけど、これ一人当たり本当に日帰りの方が3,000円も使ってはるんですかね、市内で。

西本委員長 西川副課長。

西川地域創生課副課長兼企画係長 実態というところでは、なかなかつかみにくい状況がございます。例えば今おっしゃったスキー場にしましては、なかなか若者の方がスキーだけに来て、それ以外に消費するというのは、難しい状況でございますが、その消費活動を促すことで地域の経済が循環していくということが非常に大切であると考えております。

先ほど鈴木委員がおっしゃった産物も特に宍粟市で特産品の推進とか、そのようなこともございますので、地域内の事業者さん等のところで、そういったことの活動も含めて消費に繋がるよう今後進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 一部批判もあるリーサスのあれで見たら、外部からの収入ということではプラスに転じているので、多分観光客もしくは市外に働きに出かけられている方が市内に持ち込んでいるほうがプラスになっているとは思いますが、ちょっとやはりお客さんの使うお金というのは年々多分落ちてきているはずなんです。スキー場なんかのデータを見れば、多分下手すると半額近く前よりも落ちてしまっていると思うので、そういったところもいろいろ状況を確認しながら、本当にそれだけの経済効果があるのかどうか、しっかりとそれが本当に地元に残っているのかどうかということもやっぱり注視して政策を進めていっていただきたいなと思います。この件に関しては以上です。もうこれで僕はいいです。

西本委員長 それでは、以上をもちまして午前の審査、企画総務部と選挙管理委員会の審査を終了いたします。

13時15分まで休憩いたします。

午後 0時13分休憩

---

午後 1時15分再開

西本委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

市民生活部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いいたします。

説明職員の説明及び答弁は自席で着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明するか、答弁するかが委員長席からわかりづらいので、説明職員は拳手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。マイクの操作は事務局で行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

なお、答弁は質疑に対して的確に整理して行ってください。

それでは、市民生活部に関する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡潔に説明をお願いいたします。

小田部長。

小田市民生活部長 午前中の審査に引き続きまして、市民生活部の審査、よろしくをお願いいたします。

市民生活部の業務は、市民の方々の日常的な生活に密着した業務がほとんどでありまして、市民の方の各種手続の利便性の向上を図る一方で多くの個人情報も取り扱っておりますので、セキュリティの確保と機密性の保持、公平な対応に努めながら、親切な対応に努めているところでございます。

後ほど長尾次長より部の主な業務につきまして説明をいたしますが、私のほうからは予算計上させていただいております資源物ステーションの整備に至る経緯について、若干御説明のほうをさせていただきます。

にしはりまクリーンセンターへのごみの搬入に伴いまして、平成24年度より資源ごみの収集については、資源ごみ袋によって回収で対応していったところでございますが、袋による回収では、各家庭におきましては瓶、缶がため置きされて片づかないというような実態がございました。それと、にしはりまクリーンセンターでは、割った瓶からごみ袋を取り除く危険作業とか、あと、ごみ袋をプラ製容器包装から取り除いて焼却処分しているというような実態がございました。

また、市全体としましても、リサイクル率が年々減少するという課題が生じているということで、平成27年度に一般廃棄物の基本計画の見直しに際しまして、資源物についてはコンテナ回収に変更し、平成28年度におきましては、市民の方がいつでも少量でも資源物を出すことができる資源物ステーション方式として、市内の5地区で資源物ステーションを設置してモデル事業を実施してきたところでございます。

平成29年度では、各自治会に丁寧の説明を行いながら、資源物ステーションの整備を進めるために予算を計上させていただきました。この方式によって近い将来、日常的な資源物出しが地域リサイクル活動へと発展しまして、資源が市内で循環しまして、それに伴ってお金が地域に落ち、地域の環境づくり等に生かされるシステムへと将来構築していきたいというふうに考えております。

それでは、引き続き他の業務につきまして、次長より御説明のほうをさせていただきます。

西本委員長 長尾次長。

長尾市民生活部次長 それでは、私から市民生活部の関連の事業を簡単に説明させていただきます。

平成29年度の予算につきましては、市民生活部の関係で一般会計歳出総額ですけど、23億2,128万4,000円、国保特別会計では54億7,152万6,000円、後期高齢者医療特別会計におきましては5億3,220万円、合計で83億2,501万円の予算を提案させていただきます。

国民健康保険事業につきましては、被保険者が減少する中で、前期高齢者の加入率が高く、医療の高度化も相まって医療費の増加傾向が続いている状態であります。被保険者の医療、健診情報を分析し、健康課題を踏まえた予防事業、重症化予防事業の実施、さらには、より実効性のある保健事業の実施など、保険者の支援として今年度策定いたしました第1期データヘルス計画に基づきまして、特定健診の受診勧奨や保健指導を行いながら、また、被保険者の理解のもとにジェネリック医薬品の使用推進や適正受診など、医療費適正化の取り組みを進めたいと思っております。

また、生活習慣病予備軍に該当する40歳未満の被保険者に対する保健指導などにも積極的に取り組み、国保の安定運営に努めてまいりたいと思います。

また、平成30年度からは、国保事業が県の広域化で運営されることになっておりますが、議会や運営協議会に情報提供、また協議を行いながら、広域化に向けた準備を進めてまいります。

医療費の補助の関係では、ひとり親家庭の支援の一環として母子家庭等の高校生の子どもの医療費の一部を助成することで、医療に関する不安解消を図り、安心して子育てができる環境を整備するために、母子家庭等医療費助成事業を拡充して進めてまいります。

また、市税の関係ですけど、賦課徴収業務では、個人市民税については課税対象者が減少傾向でありまして、所得割についても課税標準額が減少傾向と見込んでおります。

法人市民税につきましては、都市部に基盤を置く企業では景気回復傾向がやや見られているところでありますが、全体としては依然とした低迷感があるように感じております。

市税の半分を占める固定資産税は、評価替えの第3年度に当たります新築家屋評価等の影響を受け増加となります。

また、軽自動車税は昨年度、税率改正の影響を過大見積もりしていたということ



もあったりして、減少予算となっております。

また、市たばこ税は平成27年度決算をピークに減少傾向を示しておるところであります。

全体として、現年度課税額は4,008万5,000円の減少ということで、予算を見込んでおります。

また、収納につきましては、債権回収課、税務課と情報共有を図って還付金の充当、滞納処分など、収納の取り組みや県税チームと連携して収納に努めてまいりたいと思います。

環境課におきましては、エネルギー自給率70%の実現に向け、これまで再生可能エネルギーの普及促進に取り組んできました。しかしながら、固定価格買い取り制度が見直されるなど、家庭用の太陽光発電は申請件数は減少すると見込んでおります。

他方、小水力発電は、地域資源を活用した事業として研究を進められている自治会も増えてきました。地域の活性化に繋がる事業でもあり、関係機関との調整を図るなど、市ができる部分で引き続いて支援してまいりたいと思います。

家庭ごみの関係では、平成30年度から資源ごみのコンテナ回収を実施するため、資源物ステーションの整備等、コンテナ購入に係る予算を計上させていただいております。市民に十分説明し、理解と協力を得ながら進めたいと思っているところであります。

また、し尿処理施設やら火葬場の管理につきましては、業者に委託ということで行っておりますが、適正に管理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めたいと思っております。

以上で、簡単ですけど、説明を終わらせていただきます。

西本委員長 次に、通告に基づき発言を順次行ってまいります。

東 豊俊委員。

東委員 それでは、質疑を行いたいと思いますけども、私は民生生活常任委員会に所属しておりますので、委員会でさまざまなことは聞いておりますけども、予算委員会という席で改めて聞いておきたいなとこのように思います。

2点ありますけども、まず、1点目は、施政方針の45ページにあります小水力発電導入事業についてですけども、この予算については、事業内容にある事業性評価調査の実施だけのものなのか、その点だけお聞きしたいと思います。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。先ほど御指摘があったとおり、事業性評価のみを対象としております。

以上です。

西本委員長 次に、高山委員。

高山委員 それでは、ただいまの東委員と同様な質疑でございますけれども、私は少し方向性が違いまして、昨年度も私伺った経緯があるんですけれども、去年のことですけれども、1カ所であったように覚えております。そのとき、今回の御提案をされておりますけれども、3カ所ということでございます。その分だけ事業費もアップするんじゃないかなと思うんですけれども、大変ありがたいことかなと思って、エネルギーのことに関して削減率70%というような宍粟市もうたい文句がございます。そういったことに寄与されるんじゃないかなとは思っておるんですけれども、そのあたり3組の取り組みはこれからだろうと思うんですけれども、これまでに、やはりいろいろな事業をされて、お願いをされたり、また、それぞれの地域に出かけて行って内容的な説明、また調査もされておるようですけれども、なかなか進捗が見られないんじゃないかなというような思いが私はしております。ここにも同僚委員の中にもそういった事業に取り組んでおられる委員もいらっしゃいますけれども、そのあたりでどういった事業の展開を見せておるのか、まだ計画の段階だったらそれでよろしいですけれども、そのあたりをお聞きしたいんですけれども。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。まず、福知川の部分につきましては、地元自治会を中心に計画を推進されておりましたけれども、今、福知の地元同意のところにとまっている状況でございます。

これにつきましては、事業そのものについてはいいことだなという認識はあるんですけど、なかなか不安が拭えないところがあったりして、市や県、また今後とも支援していくのかなという形で考えております。

それと、千種の西河内の地区の自治会のほうで、鍋ヶ谷と天児屋川について取り組みをされておりました。自治会総会といたしますか、隣保ごとの説明会の中で、賛否をとられた中で、流れとしてはやる方向ではないということで、自治会長のほうから連絡をいただいております。

ただ、少しちょっと私どもがほかで得た知識とは違うんですけれども、もう少し小さいものでも地元で取り組めんかなというようなことは、取り組んでいくんやということを自治会長のほうから聞いております。

以上です。

西本委員長 高山委員。

高山委員 ただいまの発言の中で、エネルギー自給率と訂正しておいていただきたいと思います。

先ほどお聞きをいたしました、課長のほうからお聞きした点なんですけれども、福知の関係、また西河内の関係なんですけれども、やはり調査していただいて実施に至るまでに大変大きな問題がクリアせなんだらいかんのやないかなあと。それはやはり資金面のことではないかなと。地元の同意はかなりあるだろうと思うんですけれども、やはりこの資金面のフォローというか、バックアップというのがなかなか難しいなあという御意見をいただいております。

そこまで市のほうというか、財政のほうも介入できるかどうかわからんのですけれども、やはり、水力発電を推し進める上では、やはりそこをどうしてもクリアせないかんのですけれども、やはりスポンサーがついていただいたり、それから地元の応援があったりして初めて成立できるんじゃないかなあと思うんですけれども、そのあたり少し力強さが無いのかなあと思ったりしておるんですけれども、少し方向性を変えるとおっしゃいましたけれども、実は、課長も御存じのように、千種スキー場越えたところに大茅というところがあって、本当に谷川の水を引き込んで小さな発電施設がございます。ああいったあたりは予算的にも少ない経費で済みますし、発電能力もそれなりに低うはございますけれども、ある程度還元する率も高いんじゃないかなあと思っております。

そういったあたり、今後調査をされるようでございますので、そのあたりも引き合いに出しながら、調査されて、少しでも地域に貢献ができたり、エネルギーの自給率を向上させたり、そのあたりを考えていただいたらなど、このように思っております。

その2点、お願いしたいと思います。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 1点目、市の補助的な部分については、事業性評価をさせていただいた中で、事業ができるということで認識をしておりますので、なかなかいきなり方向性を変えてというのは難しいかなあと思っております。

もう1点の小さな水力発電につきましては、影響のない部分についていろいろと取り組んでいただけるのが一番いいかなあと思っております。

ただ、今現在、御指摘というか、大茅の部分については、まだ1.5キロワットで

ちょっと採算ベースには合わない状況なんで、いましばらく機械が安くなるとか、それから状況を見て取り組まれていくのがいいのかなと思っていますので、そういう部分についてだめだということはないんで、方向性としては今御指摘されたようなことでいいかなと思っています。

以上です。

西本委員長 次に、山下委員。

山下委員 同じく小水力発電導入事業について質問させていただきます。

先ほどの委員の方より質問があって、そして回答をしてくださって、またちょっとわかりにくかったので、再度質問させていただきたいんですけど、その福知地域の小水力発電の進捗状況は、先ほど進んでいないというような御回答があったようなんですけども、どこまで進んで、進めない原因はどういったことが一番大きいのか、お尋ねいたします。

また、調査の3カ所というのは、福知と西河内ともう1カ所どこなのでしょうか。

それから、これらの小水力発電がどのように地域活性化に結びつけることができるというふうにお考えなのか、お尋ねします。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。福知の状況につきましては、先ほど述べたような状況になっております。どこでとまってという、地元同意の中でのいろいろな資金面とか、いろんなことがあっての中でございます。事細かいところまでは自治会なり、会社内でやられておりますので、御容赦願いたいと思います。

それと、小水力につきましては、どうしても発電開始までに時間がかかるんだということがありまして、それから、また、事業費も大きいので、どうしても地域合意を含めて慎重に事業を推進していかなければならないということがありますので、今そういう部分になっているのかなという思いでございます。

それと、調査箇所3カ所につきましては、平成29年の、これにつきましては、神戸連合自治会のほうで、乗取川と岡城川のほうを2カ所検討されております。それと、あと1カ所については、ちょっと関係する団体等とまだ細かい話が少しできておりませんので、もう1カ所はちょっと場所としては御容赦をお願いしたいと思います。その3カ所でございます。

それと、地域活性にどう結びつけていくのかというところにつきましては、地域に存在する自然エネルギーといいましても、どうしても地域が限られてきます。それは小水力の事業に取り組まれることによって、必然的に売電収入が出てきますの

で、それをもとに森林整備や地域外の住民の方との交流会とか、それから地域の自治会費の負担を減らすとかということで、整備事業とか交流事業で地域の活性化と、それから地元の負担を軽くすることで、自治会が末永く存続していくように考えております。

また、ある面では雇用面からも少し期待するところが出ておりますので、いろんな意味での地域活性に結びつくのではないかなと考えております。

以上です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 なかなか進まない原因というのが、大きな原因の一つに資金面というような御回答があったんですけども、具体的にどういった資金面での問題があって、それが解決できるような方策があるのかどうかお尋ねします。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 資金面につきましては、各事業主体といたしますか、会社といたしますか、調達されていくようになるんですけども、どうしても何億とかという大きな金額になりますので、やはりちゅうちょされるところはあります。実際に、それから貸し出しのこともあるということなんで、その辺は市としても応援していかせてもらいたいと思うんですけども、そうはいいましても、なかなか難しい問題が山積しておりますので、今の状況になっております。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 この補助金なんですけれども、先ほど言われたと思うんですけども、対象が決まっているのかというところでお聞きしたかったんですけども、今お答えがあったと思うので、これはよろしい。

西本委員長 よろしいですか。

東委員。

東委員 それでは、2点目の質疑に入りますけども、やはり、施政方針の47ページのコンテナ回収用のステーション設置事業についてなんですが、まず、質疑用紙に書いてありますように、費用に対する効果を問うということですが、請求分の資料の中にも詳しくこの中に書かれてありますけども、提出されている議会請求分の資料の中にも詳しく書かれていますし、説明でもありましたように、年間約1,000万円と想定できるということなんですが、果たして本当にこれだけの効果が想定できるのだろうか、実現できるのかなと。

ただ、それと、仮に年間1,000万円として8,000万円を投じてするわけですから、単純計算でも8年はかかると、こうなっています。それが果たして8,000万円で全てクリアできるのかなということと、それから、年間約1,000万円が本当に大丈夫なのかなという、この辺の説明を予算委員会で明らかにしておいてほしいなど、このように思います。まず、1点目。

それから、2点目については、事業効果に自治会負担を軽減すると、こういうふうに書かれていますけども、その内容等が各自治会への周知がしっかりできているのだろうか。それと、今から周知を細かく行っていくのかな。どちらなのかなというふうに思いますので、この点もあわせてお聞きをしたいと思います。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。少しちょっと質問と後先になりますけども、御容赦お願いします。

自治会負担を軽減するという部分につきましては、今回、予算にも計上させてもらっておりますけども、備品購入ということで211カ所のステーションを市が責任を持って設置していこうと。最低自治会に一つ、それから、あと世帯規模やとか広さとかを考慮して、市がそこまでやるんで、お願いしますというか、地元負担は極力かけないというところで軽減するというところで捉えていただければと思っております。

それから、自治会周知につきましては、設置をさせてもらうということと、それから、それじゃなしに補助分の差50%もありますよという部分、コンテナについては支給させてもらいますという部分については、連合自治会の役員会、旧の山崎が8、一宮5、波賀・千種が1、1という形の代表者の役員の中では説明させていただきました。

また、先日ですけども、波賀の自治会長会のほうで説明にあがってこいやということで、同じ内容で説明させていただきました。

それと、住民周知につきましては、まだ自治会長の中ということで、まず、予算を通していただいて、ちゃんとうちが予算を使えるようになってから説明させてもらいますということで、説明してもらって、4月以降に地域になるのか、中学校区単位になるのか、自治会になるのか、要望があればその都度説明に行かせてもらいたいと思っております。

今月中内にもある自治会からは説明に来てほしいということがありましたので、行かせてもらえる部分については、一生懸命説明に上がらせていただきたいと思います。

ております。

次に、費用に対する効果につきましては、先ほど東委員のほうから言われたように、あくまでも袋代の差額につきましては、単純に約100万円が浮いてくるなということ、ただ、御指摘のように委託料につきましては、設計ベースでございますので、その入札の状況によって幾分変わってくるのかなという思いはあります。

ただ、今回、予算計上させていただく部分についても、公平性を保つという意味から、ちゃんと入札に付してするところがございますので、もしかすると支出の部分についてもある程度圧縮できていくのかなということが想定されますので、そういうところを勘案すれば8年程度でいけていくんじゃないかなと。9年目以降については利益になりますので、その辺を自治会のほうに還元するという意味で、先ほど申しました設置とかということで考えております。

以上です。

西本委員長 東委員。

東委員 一応の説明を受けましたし、いいんですが、自治会へのこういうことになりますということをきっちり説明するんですが、自治会長と自治会会員との部分がありますので、ですから、自治会長の中にも大役さんもおられて、その何層にもなっていますよね。いよいよ自治会会員さんのところにきっちりそれがわかるのはなかなか難しい部分がありますから、その周知が非常に大事だということですね。

それと、自治会に随分差がありますよね、自治会の地形に。ですから、広い面積を有する自治会もあれば、そうでもないところもありますけども、同じ自治会でも面積の問題があるし、高低差がありますね。いわゆる平地で自治会が成り立っているところと、それと、随分低いところに住んでいる人、それから、高いところに住んでいる人、いわゆる同じ自治会内でも高低差がありますから、住居によってね。ですから、その辺が非常に平たんな自治会であれば、案外問題はない、平たんで広いだけならね、案外問題はないでしょうけども、随分低いところ、高いところという表現は適当かどうかわかりませんが、要は文字どおり低いところと高いところに住んでいる方がいらっしゃいますよね。ですから、その辺が非常に難しいところが生じてくるような気がします。

私もいろんな自治会を見ていますけども、随分A自治会とB自治会は条件が違いますよね。ですから、その辺を十分自治会長を通じて情報をきっちり把握した上で取り組まないと、後からいろんな不平不満が出て、また結果、数を増やさなきゃいかんというようなことになって、收拾がつかなくなる恐れがありますから、その辺

を心配しているわけですね。その辺だけこういうふうにしていくということ、この予算委員会でもう一度聞かせてもらっておいたらいいと思いますけどね。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません、ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。それこそ役員会で説明した状況、それから波賀の自治会長会で説明した状況で認識しております。

特に、今言われたような高低差のことも、波賀の中で言われましたので、最終的には個々の自治会長ともまた、こういう格好になっておりますのでお願いしますという、丁寧に説明をしていかなければなかなか、まずは自治会長の中でも理解がしてもらえないだろうと。もちろん、自治会長のほうが理解していなければ、地元のほうにはおりませんので、そういうことを肝に銘じて推進させていただきたいと思っております。

以上です。

西本委員長 続きまして、山下委員。

山下委員 質問内容が重なっていますので、私は心配している1点、この最後の質問、高齢者世帯が多い中で、歩いて持っていける場所に整備ができるのか。これは先の予算質疑の中でも多くの議員の方が同じような質問をされまして、それで、ちょっと自助とか共助とか、そういったお話が出てきていますけれども、本当にそういったことが可能なのかということをお尋ねいたします。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません。高齢者対策につきましては、私どももこれを考えていく中で一番重要なことだとは認識しております。

特に、設置場所までの歩く距離とか、それから、場所とかを十分考えて設置していただかなければならないとは考えております。

ただ、その中で、いろんなアンケートの中で、やっぱり5分程度、400メートル程度ぐらいな形では全然問題ないかなということで、アンケートもいただいておりますので。それと、今回、提案させてもらっております資源ごみのステーションにつきましては、365日いつでも時間を問わず出せるということで、もし子どもさんとかがあるようでしたら、お盆とか正月とか土曜日とか日曜日とかゴールデンウィークとかのときに、帰られたときに、自助の中で、自宅の中で協力していただければ対応できるのかなと。

それと、どうしてもここはお願いせんとあかんところなんですけれども、自治会



を中心とした共助の中で、ある程度お願いしていかなければならないのかなと。その辺のところを丁寧に説明して、理解していただいた中で、高齢者対策ということになってくるのかなとっております。100%至れり尽せりではないんですけども、そういうまずは家族の中でやっていただいて、それで、いつのときでも都合のいいときに持って行ってもらうと。それと、なかなか身寄りがなかったりとか、いろんなことについては自治会の中で共助の中で、自治会長の協力を得ながら進めていくべきかなという思いであります。

以上です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 先ほどの説明どおりにいけばいいんですけども、やはり、心配しておりますのが、自助、家族の力添えといいまして、やはりそれぞれが経済的に厳しい中、仕事をしたり、そのほかのさまざまな用事もあって、なかなかおひとり暮らしのところに行けないとか、あるいは自治会におきまして、やはりそれぞれいろいろな事情があって、なかなかその人のところに手助けに行けないとか、そういったことも今の社会情勢の中では起こり得るのではないのかなというふうに思うんです。

というのが、自治会も非常に高齢化も進んでおりますし、そういったことから、先ほど説明してくださったようなことがスムーズに行くようには思えないんです。社会福祉部が進めております地域包括ケアにおきましても、なかなか困難を極めておりますし、実際、説明してくださったことがそのとおりにいくというふうに思えない中で、どうしても資源物をそこまで持って行けないという人があらわれたときに、市民生活部としては相談に乗って動ける公助の体制が整っているのかどうかをお尋ねいたします。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。今分では公助の体制としては、環境課の中では整備はされておられません。介護支援とかの中で、もししていただけるならば、そういう対応をしていただければなとは思っております。

以上です。

西本委員長 次に、飯田委員。

飯田委員 ごみステーションの件です。考え方としてはわからなくもないという部分ですけども、基本的に最終的には集団回収の道をとということをお考えのようなんですけれども、であるならば、全体的にこの今の状況の中の考えておられるコン

テナ回収の方法をしてしまう前に、ある地域で実証実験という形での集団回収ということをやってみるといようなことはお考えになったことはございませんか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。一般廃棄物の基本的な考え方なんですけども、これは、どうしても行政、市が責任を持って処理していくべきかなというものがありますので、それと、リサイクルできるものは、やはりリサイクルすべきであるという認識がございます。

その中で、自治会の協力を得て、リサイクル活動をしていくということは非常に重要なことで、将来的にはそうしていくべきかなと思っております。

そうはいいましても、まずはいつでも資源物が出せる自治会の拠点をつくると、そういうことが構築できた中で、リサイクル活動を行ってもらうのが一番よいかなと思っております。

なぜかといいますと、これまでというのか、今やられておりますPTAなんかのリサイクル活動につきましては、ある程度の複数の自治会とかが協力して、20トン車ぐらいになるんですか、結構な大きなトラックに載せております。そういう部分がありますので、ある程度やっていけるんですけども、自治会単位になれば、どうしてもやっぱり小さなトラック、ダンプになってしまいますので、なかなか難しいところがございますので、まずは拠点づくりをしていく中で、このリサイクルのステーションをつくって、それを段階的に発展させてリサイクル活動になっていくのが一番いいんじゃないかなと思っております。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、いつでも持って行ける拠点施設をつくることによって、そこへリサイクル資源が集まる状況を先につくりたいということになるんですよね。今さっき聞いていたら、この事業を進めるに当たって、自治会長さんをお願いして説明して、一般市民の方に協力を求めるというようにお答えじゃなかったかなと思うんですけども、一般市民の方に対してもっともっと本当の意味での中身、何をしようとしているのかということを理解してもらわなかったら、自治会長さんをお願いして、自治会長さんが自分ところの地域の中の人に説明してでは、恐らくそんなに協力は得られないと思うんですよね。何が自分たちの利になるのかということ、市民一人一人が身を持って理解できないと、せっかくこういう今いい考えやと思っておられることも、先ほど企画総務でも言ったんですけど、せっかくお

金をかけてもそこでストップしてしまうようなことになりかねないので、やはり一番最初にせなあかんのは住民説明、こういうものをリサイクルして、それがお金になって、皆さんが払ってくれた税金で今ごみのいろんなことをやっているのが助かりますし、お金もできますと。そういうことに対して本当に理解している人って少ないと思うんですよね。だから、本当にやらなあかんのはそこやと思うんですよ。自治会長さんみんなに説明したって、自治会長さんは理解した言うてかもしれんけど、それをほな、市民の人みんなに、住民に説明できるかというたら、なかなか難しいと思うんですね。

だから、本当の意味で大変ですけども、そのこのところをやっとかんかったら大変なお金をかけていく意味がなくなってくると思うんで、そこだけちょっと今からでも。先ほどは積極的にとおっしゃったけども、当然なこと、積極的に出かけて行くのやったら、その辺に出かけて行ってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません。ちょっと私の言葉が足らなんだかなと反省しております。まずは自治会の役員会から、各旧町ごとの自治会長会というところまでは同じですけども、地元には自治会長だけ説明させていただいて入らんとかじゃなしに、懇切丁寧にやっぱし理解を求めていかなければ、今、飯田委員が言われたように、なかなかわかってもらえんところはあると思うんです。これを省くということは私どもは考えておりませんので、積極的に地元へ入って説明をさせていただきたいと思います。まずは自治会というのか、市民の方が皆さんが理解していただいた中で進めていくべきかなということで、その認識は一緒でございます。

ただ、やはり予算がついていない中で、先走りでもうそこまでできないなというものありまして、それと、どこの自治会でもですけど、どうしても自治会長さんが3月、4月にかかわられることになるんで、新しい自治会長になられて、ちゃんとうちも腰を据えて説明していかなければならないのかなと認識しておりますので、頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 おっしゃることはわかるんですけども、先ほどの説明の中では、来て説明してくれと言われたところへ積極的に出かけて行って説明していますというお話やったような気がするんですけども、それはちょっと逆じゃないかなと思うんですけどね。話を聞いてくださいと言って、自分らが出かけて行く状況にあるんじゃない

いかなど。だから、ある一定のスケジュールを決めて、皆さんに理解してもらおう状況をつくっていかんだら、まだ予算がないのにそんなことと言うんじゃないに、予算をつけるために理解をしてもらわなかったら、その理解されておらんことに予算なんかつけたって意味がないと思うんです。どうでしょうか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません。説明に来てほしいと言われたところにつきましては、地元のほうから、ちょっと今モデル的にやっていただいているところの近くなんですけれども、うちもやってやるうではないかというような意思がありまして、今月中に来てほしいというようなことで、今日初めて聞かせていただきました。その分については、できる範囲でやっていかせてもらおうかなと思っております。

全体としては、どうしても4月になるんですけども、今回、言わせてもらった分については、今日聞いた部分についての説明でございます。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ちょっと見解の相違があると思うんですけども、そういうことがやっているのがわかって、隣がやっているから、うちもちょっとしてくれやというようなことやと思うんですけども、そういうことすら知らない地域もあると思うんですよ。ということは、そこにはや、ある意味の不公平が生じているという部分もあると思うんで、そういう部分については、やっぱりもうちょっと公正に説明しますよというようなことをきちっとオープンにしてやっていかんかったら、何でうちらだけ知らんのやと、何であそこだけやとんやというようなことにもなってくると思うんで、やはりその辺は丁寧さが必要かなと思うんですけども。それは4月以降にやると言ってはるんで、それはやってもらったらいいと思いますけども、その4月以降に自治会の体制が整ったところ一斉には無理だと思うんで、ここの辺から順番に説明していきますよというようなことはやっていくべきやと思うんですけども。

西本委員長 小田部長。

小田市民生活部長 市民への説明なんですけれども、前回、平成23年度だったと思うんですけども、資源ごみの種類が変わったということで、それのときには市の職員が手分けして何班かを編成して、それぞれ自治会のほうへ入らせてもらったというような経過があります。同様に、今回につきましても、やり方をわかっていただけないと、理解していただけないと、なかなか進まない、誤解が生じるというよう

なことが出てきますので、やはり今回につきましても、ある程度ローラー作戦といえますか、地元へ行って実際に資源物を出される方々に直接お話をし、理解をしていただくというようなことでやっていきたいというふうに思います。

それをやるにしても、やはりこういったやり方で推進するんだというのは、やはり連合自治会とか自治会長さん方に前段で説明をする必要があるかと思しますので、まず、それからやって、地元へ入っていくというようなことをやっていきたいと思えます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 前の委員が幾つか聞いているので、同じコンテナ回収についてはちょっと資料等も出てきているんですけども、お伺いしたのは、まず、将来的に集団回収に持っていきたいということで、自治会に1個以上というような感じなのかもしれないですけど、例えば、隣接する自治会で、円を描いたときに、どちらからも、自治会内もそうだし、自治会外でも同じ同距離ぐらいの感じで共用できるところが多分出てくると思うんですけど、そういったところはどういうふうに考えているんですかね。それはもうあくまで自治会の範囲ということで、また円を引き直すんでしょうかね。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。その部分につきましては、できる限りステーションも少なくなったほうがいいという思いもありますし、管理の上でも大変助かるのかなと思えます。実際問題、モデル地域としても四つの自治会が一つでやっていただいておりますので、ある種の一つの理想形かなと思っております。

問題となる点は、どうしても管理面で自治会が複数にまたがると、その分だけ、できれば、できる限り複数の自治会でやっていただければありがたいなと思っております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういうところを期待値だけに持っていても無理ですよ。今の道路沿いにあるいわゆる資源ごみの回収、民間のものがどんどん常に満杯になるのは、いつでもどこでもどこでもがあるんですよ。自治会の会員だろうがなんだろうが、関係なくそこを通りすがりに置いておけるから、どんどんそこに入って行って、資源が市外に出ているという話があるんですけど、自治会を縛ったら、結局その自治会の所属の人はそこというふうに場所が決められるわけですよ。それだったら多

分あんまり資源ごみが今まで以上に出てくるというのは、想定がなかなかできないのと、あと、集団回収に持っていくというふうにおっしゃっていますが、今、例えば学校とかでやっている集団回収は、結局、年に何回かあるから、ちょっと苦労でもためておこうということで、御協力いただいて、その日に一気に放出していただいているんですけど、その自治会でそういうことが進んだら、そっちに流れる資源がなくなるんじゃないかという懸念もあるんですけど、そこはどのように調整なり、合意をとっていかうとしているのかを教えてくださいたいんですけど。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 1点目の自治会で置けば自治会しか使えないということにつきましては、御指摘のように、やはりほかの自治会から持ってくるということについては問題があるかと思えます。ただ、現在も市の市役所とか、市民局に大きくじゃないんですけども、資源ごみのステーションはありますので、もう少しそういう面を拡大して、そういう誰でも持って行けるところをもう少し大きくして、使用していけば、その部分はある程度は解消していくのかなという思いはあります。

それと、リサイクル活動の件なんですけども、これにつきましては、どうしても毎年1割程度減っておりますので、その部分は、今度は自治会の中で集まってくるのかなという期待はあります。

ただ、それと今言われたように、自治会とPTAが取り合いというような形になってくるとは懸念はちょっとしておりますけれども、自治会の中で集めていただいた部分を子ども会に残すか、小学校区に残すか、中学校区に残すかということは、また自治会の中で判断していただいて、ある程度すみ分けもしていただければいいのかなとは思っておりますので、そういう部分でも期待するところではございます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 全てが期待値でそうなったらいいと言われたって、そうならないですよ。先ほども言っているけど、市役所とか市民局にあるやつを拡大したらそれは解消できるだろうなって、拡大するんですね。誰でも持って行けるようなところの量的な部分も拡大した上で、自治会に1個というところまで考えてはるんですね。

あと、PTAのほうに出ていかなくなる可能性というのも、しっかりと制度的に担保しておいておかないと、大分リサイクル活動のお金で部活動であるとか、そういったところの支援に回っているんですよ。そこが自治会におりていたら、子どもというか、学校はどうなるんですか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 私どももPTAをさせていただきましたが、その辺のところは十分承知しております。ただ、今、何も手を打たなければ、リサイクル資源物については、どうしても民間のそういうところに流れていきますので、やはりここで打つべきかなという思いがあります。

それで、PTAの部分につきましては、今も言いましたように、同じパイの中で自治会との理解の中で分けていただくというのも一つの手じゃないかと思っていますので。

それと、PTAのリサイクル活動が非常にいいところと認識しておりますのは、ひとり暮らしのお年寄りのところも家の前まで集めてもらえるということがおきていますので、そういう意味からはある程度そういうところ、福祉というのか、高齢者対策の意味からもPTAの活動は非常によいことだと思っておりますので、丸々そこがなくなるということは思っておりません。ある程度両立していくと考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 回答になっていないんですよ、申しわけないですけど。だから、そこを制度的に担保しておいてあげないと、今までは子どもたちのところに使われるからといって、高齢の方とかも自分のところにお子さん、お孫さんがいなくても、ある程度キープしておいていただいて、そのときに出すというサイクルができ上がっているところもあるわけですよ。そのあたりをしっかりと担保した上でそれをやる、だから、委員会でも学校にコンテナを置けばどうなんですかということを何度も申し上げていますよね。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。学校に置くということについては、教育現場の中に誰でもいつでも入れるということについては、非常に問題があることじゃないかなと認識しております。極力子どもの安全面から考えれば、そういう事態じゃないほうがいいかなと。

それと、どうしても小学校区内、中学校区に置くということになれば、自治会においた以上にまだ遠方になりますので、少し高齢者の対応を考えれば、自助の域を超えてしまった部分になりますので、やはり自治会を中心としたステーションを考えていくべきかなと考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 別に、じゃあ自治会に1個ずつ置いてもいいですわ。だけど学校にも置いておけば、子どもたちのために使ってほしいという人たちが、何か学校に用事に行くときに持って行ってということで、近所の小さなコミュニティーの共助の中で、これだけ出ているから、また学校に行くときに持って行ってねとか、登校時にちょっと子どもに声をかけて、これちょっと持って行ってくれるとかということがあって、学校も集められる状況になりますよね。行事として一気に年に何回という行事にやると、やっぱり子どもの数も減ってきて、子ども会というか、PTAの会員数も減ってきている状況下で、非常に負担になってきているのは確かなんで、そういうところも含めてトータルに考えていただかないと、この8,000万円ぐらいが何のために使われるのかが、全くその支出の根拠が見えてこなくなっちゃうんですよ。そのあたりも含めてこういうケースとか、そういう全ての資源とかごみとかに関するものは、トータルでどうなっていくのかを何パターンにもわたってシミュレーションして、それを示してくれと何度も申し上げますよね。それが見えてこないのに審査なんてできませんって。いくらそこで説明されても。とにかくそれを出してくださいよ。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 まず、学校の部分については場所さえあれば、学校の中でそういう活動をしてもらうこと自体は問題ないかと思います。

ただ、その安全面とかという部分については、学校との協議があると思いますので、その中で学校サイドのほうから、こういうものを置いてできるかと言われまして、状況を見て考えさせていただきたいと思います。

それと、もう1点、シミュレーションの部分につきましては、御指摘いただきましたけども、今回ケース1、2、3ということで、これまでの今の既存のステーションを使った状況と、それから2番目としては、私どもが考えたステーションの数と、それから自治会に一つという限定した156カ所のものを出させてもらっております。

シミュレーションそのものにつきましては、処理場費については全く変動がございませんので、収集経費、それからごみ袋の差の部分が出てくるわけでありまして、その部分で出させてもらっております。

また、旧の町村の16カ所でも一応シミュレーションしましたけども、それにはち



よっとう書かせてもらっておりませんが、ケース3から見れば、委託料総額として年間100万円程度減るのかなということで認識しております。やはり、ステーション数が16ぐらい減りましてそれぐらいしか減りませんので、なかなかそこから辺はケースとして考えても意味ないというか、やはり高齢者のことを考えれば、そこまでは考えられないなということで、今の1、2、3と出させてもらっております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、もうこれはずっと議論されてきている、ずっとかみ合わないのもう諦めますけど。結局、にしはりまのほうに資源物を持って行って、その売払収入のバックを期待しても、大勢に影響ないんですよ。だから、それが利がないから地域のリサイクルで地域に落とそうということを計画される、そういうことが背景にあるんだったら、なぜそれを先にしないのかがわからないんですよ。これだっって設置が終わって、またそれが終わってから集団回収に移行するっていう、大分先の話ですよ。そこまではずっと費用負担なりをしていかなきゃいけない話で、とにかく、にしはりまに持っていかなくてもいい手法があるんだったら、それを地域の中で還元するほうを先にそっちにシフトするべきじゃないんでしょうかね。同じコンテナ回収をするにしても。そんなに何年かかかって回収できるような費用を投じて、その後また考えますなんて、そんな悠長なことを言われる財政状況ですか、宍粟市。申しわけないですけど。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません。にしはりまへ持って行く量を減らすということは非常にいいことかなと思っております。ただ、各自治会ごとにいつでも出せるから集積できるというところはなかなかございません。まずは、つくって行って、これだけ集まるのだったリサイクルできるなということを自治会に認識していただいて、その中で自治会自ら自主的に、それやったらリサイクル活動をしよいやというような形に持って行ってもらうべきが理想かなと考えておりますので、まずは、自治会、市民の皆さんが出しやすい環境をつくっていくということが大事かなと思っておりますので、まずは整備のほうが先、大事だと考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 是非ともそれによって学校のリサイクル活動に出る量が減るのが予測さ

れるのであれば、そこを何とか担保する制度を別につくっておいてくださいね。学校は相当その費用に助かっている部分というか、非常に子どもたちの支援にそこが役立っていますので、そこが減っていくような状況があったら、元も子もないので、そのことも含めて制度全体を考えておいてください。それだけは申し上げます。

西本委員長 小田部長。

小田市民生活部長 今回、宍粟市が将来やろうとしているPTAのリサイクル活動と自治会のリサイクル活動、ほかの市町でも具体例がございまして、学校へ出す場合は単価がアップというような格好で、今5円、10円で補助金をお渡ししておるんですけども、若干自治会のほうの資源物のステーションへ出される場合は、単価が安いというような、そういった設定も検討ができるのかなということで、すみ分けというものについては、十分注意してやっていきたいと。PTAのリサイクル活動によって収入を得られているというようなこと、それによって部活とかいろいろな活動に使われているってというようなことも、こちらも熟知しておりますので、なるべくそういったことに影響がないように、また、PTAの活動へのPRというものあわせてやっていきたいというふうに考えております。

西本委員長 林委員。

林委員 ちょっと宮田課長に確認しておきたいんですけども、高齢者でどうしても持って行けない人があるけども、それは市民生活部で対応されるのかという質問があったと思うんです。

そのときに、行けない人は子どもさんがおられるんだったら、盆とか正月に持って行ってほしいと。自助でやってくださいと。それでもだめなら自治会の共助でお願いしたいと。それで自治会の共助でできないんだったら介護のほうでお願いしたいと言われたんですけども、それ、もうちょっと詳しく説明してもらえませんか、そのことについて。いつでもどこでも出せるようにするために、そのステーションをつくるんやということの方針なんやけどね、それを盆と正月に持って行ってくれ、自治会の共助でできんのやったら介護のほうでお願いしたいということは、そういう市民生活部の考え方なんですか、それは。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません。ちょっと説明が足りませんでした。介護の中でできないかなという希望的な部分でありまして、介護の中のシステムを私自身が細かく知りませんので、その中でお願いできないかなというところで発言させていただきました。すみません。

西本委員長 林委員。

林委員 介護保険のほうでも生活援助とかということがあるんやけどね、これ利用したら個人負担が要るんですよ。介護のを利用したらね。そしたら市民に負担をかけるということになるだろうし、その子どもの盆や正月に帰ってきたときに持って行ってもらってくださいと言うということは、いつでもどこでも出せるというあれに反しますしね。今やったら最低月に1回はステーションに持っていける状態やわね。その考え方がちょっとおかしいと思うんですけどね。どうですか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 言われるように、いつでもどこでもという形のところで捉えれば、御指摘のように出せる状況じゃないというのはわかります。ただ、今回やらせていただく瓶とか缶とかという部分につきましては、今現在についても年間に1回あるかないかなという状況の部分が多いのかなと認識しておりますので、ある程度期間があっても、好ましくはないかもわかりませんが、いける範囲かなとは思っています。

また、赤穂、相生で公的な援助ということで立ち上げられたという経緯もあって、少し聞かせていただいたところもあるんですけども、相生市については、元あったところがゼロになって、中身はちょっとわからないんですけど、赤穂市においても少なくなっているという状況でございます。そういう制度も、もしかしたらそれに合わせて考えていくことも出てくるのかなという認識は少し持っております。

以上です。

西本委員長 林委員。

林委員 今までのいろいろな説明を聞いてみたら、やっぱりそのコンテナ回収をやるのが前提となって、あと、いろんな問題についてあまり真剣に考えてないと思うんです。それで、今から各自治会に行って説明する中で、今、私が確認したようなことを言うておったら、市民理解もしてくれんし、協力もしてくれませんよ。ですから、今からやられるんですからね、それまでに、よくそういう福祉的な面も考えて、市民に理解されることを十分協議をしていただいて、説明に行っていきたいと思えます。

以上です。

西本委員長 次に、高山委員。

高山委員 それでは、滞納徴収対策事業ということでお伺いをいたしたいと思えます。

平成27年度の決算のときに、私も決算委員としておりましたので、そのときも各委員からの滞納の整理については大変厳しい御意見等々もあったわけですが、この中で、今年度の取り組みとして、予算の中で340万円の減額ということでございます。その中で、恐らく人件費の減じゃないかなと思うんですけれども、先ほど申しましたように、しっかりと滞納徴収への取り組みを強化するということを言われておりました。それに相反して人件費を減ということは、そういった取り組みが弱体化するんじゃないかなというようなことを思いますので、まして、本当に市民の皆さん方、税につきましては本当にいろいろと取り組んでいただいて、理解をさせていただいて、税を納めていただいている、そういう観点から、また税の公平性の面からも収納率の向上ということで、求められるということなんですけれども、この減額というのはどういった考え方のもとに減額されたのか、この後、質疑の中で、一般質問の中でも多分出ていたんじゃないかなと思うんですけれども、そういうあたりをしっかりと我々聞いておかなかつたら、やはりいつも徴収について厳しい意見を出してもらっておるんですけれども、一向にそういうことがなかなか取り組みがなされていない。

特に資料の中で平成23年度から少しずつ滞納額が減っている、大変徴収についてはしっかりと取り組んでいただいているんじゃないかなと思うんですけれども、やはり今申しましたように、税の公平性の面から考えましたら、滞納をすることによって納税者の方に対して、やはりぐあいが悪いんじゃないかなと、しっかりそのあたりを徴収していただく取り組みをどのように取り組んでいただけるのかなということをお聞きさせていただきたいと思います。

西本委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 すみません。私のほうからその分についてのお話をさせていただきたいと思います。

確かに今回の予算で減っておりますのは、訪問徴収を主にお願いをしております徴収補助員さん2名おられるんですけれども、そのうちの1名分を減額すると、1人にするということです。

この内容につきましては、訪問して徴収をしております先が完納された。あるいは口座振替に変えました。もう来てもらうのはいいので、来庁して納めますという約束がとれたと、そういう形での切り替えということで処理が進んだところがあります。その分訪問先が減ったということになりますので、現状にあわせて取りに行く人間を1人ちょっと減らせていただくという形であります。

訪問先も減っておりますから、影響としてはそない大きくはないなというふうに考えております。先ほどのお話の中で対策のことも出ております。当然、債権回収課と税務課といろいろ話し合いながら、いろんなことをしているんですけども、今まで税務課のほうでは、コンビニで収納24時間いつでもできるというような形ですとか、ペイジーでカードさえあったら、その場で口座振替できますよということもしていただいております。今度、平成29年の4月からですけども、クレジットを使いまして、クレジットでの収納もできるというようなことで、さらに納めやすい環境づくりをしてもらっております。

債権回収課といたしましては、対策を行う正職員といたしますか、そちらのほうは幸いそのままおりますし、任期つきの職員も確保しております。平成29年度につきましても現年の部分を特に強く収納のところでいきたいなと思っております。というのは、繰り越す部分が少なければ、総じてになるんですけども、新しい滞納をつくらないということで、それが滞納額全体を縮減できるという形になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

西本委員長 高山委員。

高山委員 この資料を見させていただいて、本当に事業目的、そのとおりであると思うんですけど、財源確保ということをやっているんですけども、この中で、やはりどういったらいいんでしょうかね、3,000人余りの滞納者がいるという書き込みがございます。その中で、やはり滞納をされた方々が納付しようという意識が少し薄れつつあるんじゃないかなと思います。

そういったことで、いろんな徴収方法があるかと思うんですけども、ここに書いてある財産まで差し押さえるということまであるかと思うんですけども、やはり、滞納された方は膨らんできたらなかなか納税するというのが薄れてくる、義務が薄れてくるんじゃないかなと、少ししんどい部分があるんじゃないかなと。そういった意味で福祉関係も当然のことながら協力もされておるんだろうと思うんですけども、その中で、職員の方々に1名減ったことによって、それだけ分が負担がかかってくるんじゃないかなと私は感じ取ったんです。

そういったことで、職員の方々に頑張ってもらって部分がたくさん出てくるんじゃないかなと思います。それで、現年度分もちろん回収、現年度分の納税は当然のことなんですけども、やはり滞納部分が財政にとって、この徴収が大きなウエートを占めてくるという部分があるかと思っております。

市民税についてもやはり真面目に納付されておる方の意欲が失われるということをお私言いましたけれども、これだけの滞納をきちっと徴収されたら、いろんな面で住民の方々に負担が軽減できるんじゃないかなという思いがありますので、そういったこともしっかりと取り組んでいただきたいなど。

そういった意味で、今年度の予算を減額されておるといふ部分があるんですけども、そういった部分をやはりそういった徴収員の方々のお世話になって、やはり徴収に取り組んでいただきたいというのが願いでして、私はそういった意味で質問させていただいておるわけでございます。

少し答弁いただいたらなと思います。

西本委員長 よろしいか。

高山委員 いや、答弁いただいたらなと。

西本委員長 答弁、小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 滞納の分、確かにかなりあります。現年も納められないのに、滞納分が納められるかみたいなこともよく、行きますとばっと言われるようなこともあるんですけども、確かに残されているのは原因が何かあるんだろうと思うんですが、残念ながら納税は義務でありますので、そうですかということで帰ってくるわけにもまいりません。手続としては税法あるいは納税徴収法ですとか、そういったものにちゃんと定められております。その手順を踏みながら、うちの職員は粛々と処理をしていくと。最終的には、申しわけないんですが、不本意ですが、やはり差し押さえまでさせていただいて集めさせていただくと。

先ほど委員さん御指摘のとおりで、一番最初の部分ですね、それが1回繰り越して、それが順番に膨らんでまいりますとしんどいと。そういうこともありますので、早期に例えば1期の分が一つ残ったと、1カ月たっても入らない。事情があるということもあるんでしょうが、その部分は入らない段階で、即こちらのほうから出向くというようなことは実践をしております。若干ですが、その部分の成果が出て、現年分についてはちょこっとずつですが、毎年、率的にも上がってきているのかなというふうには考えております。

以上です。

西本委員長 高山委員。

高山委員 1点だけですね、やはり滞納は今まで申しましたように膨らんできたら大変なんです。滞納をつくらない取り組みというのが大事じゃないかな。それはそれぞれ納付される方、市民の方々の気持ちもあろうかと思うんですけども、そう

いった市としての取り組み、滞納をつくらないといった取り組みをしっかりとやっていただいたらなど。そうすると、次と次と滞納が増えないといった取り組みに繋がるんじゃないかなと思いますので、その点十分に考えていただきたい。そして、最終的に不納欠損、これは最終的な手段でございますので、いろいろ取り組みを考えていただいて、そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

少し予算委員会をちょっと逸脱した発言もしましたけれども、そういったあたりよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

西本委員長 次に、鈴木委員。

鈴木委員 私のほうからも滞納徴収対策事業の特に費用対効果の面です。特にそれに特化したところに予算をつけて、それを上回る回収とかができているのであれば、全然問題ないんですけども、そうでないのであれば、もう日常業務というか、常勤、正職員の方の日常業務の範囲内で粛々とやっていただかないと、そこに新たな追加した予算をつけてまでやるものなのかどうなのかというジャッジをしたいと思うんですけど、そのあたりの見解というか、どうなんでしょうか。

西本委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 今の質問の件なんですけれども、対策事業費の予算についての内容ということで理解してちょっとお答えをさせていただきます。

上がっておる予算につきましては、先ほど来言うていますように、収納補助員さんの人件費が中心になっているような予算になるわけなんですけれども、本年度で目に見る額でのということちょっと説明しますけれども、予算はまだ決算打っていませんので、予算額でということ、予算1,233万7,000円なんですけど、それに対してこの2月末で収納額が2,439万2,000円ございます。大変ざっくりとしたB/Cになってしまおうんですけど、それでしますと1.97ということになっておりまして、効果的には随分あるんじゃないかと。3月分もありますし、また訪問するということにつきましては、納税意識が低下しがちなんですけれども、その人らが来るなどということで、その意識をずっと持続させるというような効果ですとか、あるいは、税の負担の公平性を担保するというようなことを考えますと、そこら辺の目に見えない効果も若干あるのではないかと。総じて、予算以上の効果が出ているというふうに考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、先ほど滞納の徴収にクレジットというのはちょっときついかと思うんですけど、クレジットの審査に通るといふところと言ったらきついと思うんで、気軽に納税できるということで、新たな滞納をつくらないという取り組みではクレジットの収納というシステムとしては有効かなと思うんですけど、その導入費用というのは平成29年度に上がっているんですかね。何かいじる必要があるんですか、何か特に。

西本委員長 水口税務課長。

水口税務課長 その分につきましては、平成28年度に電算回収ということで345万4,400円ですか、契約額ですけども、それで現行の住民情報システムのほうを改修しております。新年度につきましては、平成29年度につきましては、その運用ということで収納代理者のほうと手数料的な契約をしておりますして、総額は30万円少し切った額だったと思うんですけども、今回は導入の費用コストの分を含めてそれだけしております。次年度以降はもう少し導入分の12万円と消費税の分がなくなりますので、15、6万円ぐらいな形になるのかなと思っております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 是非ともそれでクレジットでどれぐらいの方が入れられるかで現年の徴収率がどれぐらい上がったかといふところで、効果を継続してといふか、見ていただければなといふふうに思います。

多分上がっていくんではないかといふふうには思いますので、それだけぐらいの費用であれば十分費用対効果でもいいのかなという気がしますので、そこはまた成果といふか、効果のほうを注視していただければといふふうに思います。

私のほうからは以上です。

西本委員長 藤原副委員長。

藤原副委員長 通告していませんけれども、ちょっと関連で質問させていただきたいと思います。

本日の平成29年度の予算資料ということで、8ページあたりに、ずっと平成23年度あたりの決算から滞納額、前年度滞納繰越分、合計というようなことで上がっておりますけども、この中でちょっと私気になるんやけども、先ほど小谷課長のほうからいろいろと説明がありまして、要するに新たな滞納をしない、増やさない、現年課税分を減らすというようなことであつたんやけど、これ市民税、法人も含めてですけど、これはなぜか知らんけども、現年度分がごつつ増えとんですわ。そりゃ減



っているところもあるよ、固定資産税はずっと減っているんですけども。ですから、私は先ほど確かに訪問の関係の件数が減っておるから、1名は減らしてもいいんだと言うんやけれども、これだけの滞納がまだある以上、やはりこれは少し逆行かなあと私は思ったりするんです。ただ、徴収に関して私は費用効果だけで考えるのはいかなものかと思ったりもするんですけども、それが一つと。

もう1点、今まで管理職の徴収というのがされていたやに聞いて、それ相当の成果があったと。そして、債権回収課ができたことによって、何千万円とか5,000万円、6,000万円、7,000万円ぐらいな成果があったように記憶しているんですけども、その辺はなぜやめられたんかね、多分、私が聞いたのは、何か平成28年度はしなかったと聞いているんですけど、その辺いかがでしょうか。2点。

西本委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 副委員長の御質問の中で、ちょっと平成28年度の決算の見込みのところの市民税のところを見ていただいたんではないかなと思いますが、現年分につきましては、今年、普通徴収分を期別に出しよった切符がいつせいのせいで1回一番最初のおきに出るような形になりました。2期、3期、4期に切符が出ないということで、納め忘れがかなりあります。その今徴収に回っているところでもあります。ただ、債務のやつがうちの課に回ってくるころから始めまして、5月末までかけて徴収いたしますので、考えとしてはこういう形になるのかなと。

もう一つは、特別徴収ですね、指定を1年早めてしたというところがございます。特別徴収の内容もあまり税務課のほうではかなりの回数をかけて説明をいただいたんですが、入れる段になってなかなか入ってこないというようなこともございます。その二つがあるのかなというふうなことがちょっと考えております。

それと、滞納がありましたけれども、現年もありますが、ちょっと影響のある法人が四つ、五つ市内の部分で倒産なり、整理をされるというようなお話も出ております。その分の交付要求はしておりますが、まだ入ってきていないという状況もありますので、こういう額に上がっております。

それと、もう一つ、管理職による訪問徴収のお話なのかなと思いますけれども、平成28年度は行っておりません。これは最終的に回るところが今までは300人程度ございました。それを何班かに、52、53班ですけれども、分けて行ったんですけれども、それが平成28年度うまいことできたというんでしょうか、100人を切るような感じになりました。それを班編制を半分にしても一日行っていただいて2件とか3件とか、そういうことで、それこそ費用対効果じゃないんですけど、100人まででし

たらうちの課のほうで対応ができるということで、債権回収課のほうで全て対応させていただいたということになります。

以上です。

西本委員長 次に、小林委員。

小林委員 同僚委員のほうからいろいろ質問が出ましたので、私のほうからは滞納についてのいわゆる賃金が447万円、このいわゆる賃金、職員の配置をお尋ねしたいんです。今、答弁の中に340万ほどの金額が減額になったということで、1人減ったということもお聞きしましたけど、どのような配置になっておるんですか。

西本委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 すみません。ここで上がっております447万円の賃金の内訳ですけれども、一般の予算で事務補助員が1名です。これは主に財産の調査ですとか、残高照会、そこら辺の業務を担っていただくようなことになっております。それから、国保の特別会計の中で収納事務補助員さん、2名おられた方のうちの1名ですけれども、その分の賃金が上がっております。主要施策説明の説明書は一般と国保の会計の両方足してつくっておりますので、一般1名、それから国保1名というようなことで、1名ずつ置かせていただいております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 今、3,000人ほど滞納者がおられるということで、この方だけがいわゆる徴収に回っておられるんじゃないと思うんです。ですけれども、やっぱり3,000人もおりましたら、1人でいろんな形で動いているとは思いませんけども、他の職員さんも一緒だと思うんですが、非常に大変な仕事であるのは目に見えております。

それと、いわゆる今課長が話をされた2,400万円余りですか、徴収ができたというふうに聞いとんです。かなり徴収をしておられますよね。そのまま続けるというふうなことができなかつたんですかね。いわゆる物事を考えたりするときに、前へ進むときにどんどんうまいこと進んでるときに、そこそこ徴収ができたなというので1人減らすとかね、そういうことをすると、元に戻ってしまうような気がするんですよね。

ですから、そこをもっと思い切り押しさせていただくというのか、まだ1人でも増やして確実に滞納者をなくするというふうな考えを持っておらないと、かなり徴収ができたから、1人ぐらい減らして補助員も減らそうというふうな、そういう考えはもう前へ行かないんじゃないかなと、私はそういうように思うんですが、いかがで

すか。

西本委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 すみません。総数3,000人、現年の方も含めると、そういうこととなりますが、全て収納に回るわけではございません。中には口座振替、分納ですとか、そういったもの、あるいはこちらに来庁されるということで納めていただくと確実な方もいらっしゃいます。

今言われた中で、訪問する先の話なのですが、大体180とか190ぐらいが今平成28年度の当初であったというふうに思っております。それが2月の時点で120ぐらいに減ったということでもあります。

先ほど言いました2,400万円の話ですが、平成27年度は3,000万円から超えてありました。行く先が減っていきますので、当然、入るお金もだんだん減っていくということでもあります。ずっと同じ額徴収するというものではありません。その徴収先で払っていただけるお金があったと。今年、60から70減っているとなりますと、来年はまた残っている方の部分で入ってくるということは2,400万円、ひょっとしたら切るかもしれません。切っていったら当然人間は減らしていかなあかんのかなというふうに考えております。要するに、徴収する先の話は突然行ってくれというようなやり方ではございませんので、それは正職員のほうで分納の誓約なり、そういったものを先に取りつけております。行っていただいて確実に入れてもらうのを手助けいただくというふうなものが徴収補助員さんという役割で、今やっていただいております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 先ほど言いましたように、そこそこ少なくなったから、いわゆる職員を減らすというふうな意見なのですが、片一方では、クレジット制にして徴収したらどうやというふうな話も出ておるんですから、やっぱり、どうなのか、ちょっときつう言うたら悪いですけど、減らす必要ないんじゃないかなと、私は思いますけど、いかがですか。

西本委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 課を預かる身でいうと、大変ありがたい話でして、職員の多いほうがそれにこしたことはございません。それなりに細かく回れるのかなということも想定できるんですけども、職務上の違いだけの話で今回こうなったんですけども、今後そういうお話があることでしたら、職種替えですとか、そういった形で、

例えば調査に回っていただける方とか、そういった形での人を減らさないような形で、細かく回れるようなふうに考えていきたいと思えます。ありがとうございます。  
西本委員長 小林委員。

小林委員 1人より2人で相談しながらやるというのも一つの手なんで、仮に商売しましても、何が難しいというたら集金が一番難しいんですわ。ですから、もうこれ以上本当に大変な仕事はないと私も認識しておりますんでね、よく考えて頑張ってください。答弁要りません。

西本委員長 午後3時5分まで休憩をいたします。

午後 2時51分休憩

---

午後 3時05分再開

西本委員長 会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

飯田吉則委員。

飯田委員 すみません。主要施策の43ページ上段にあります国民健康保険の分なんですけども、このレセプト点検を行ったことによる第三者行為の把握というものの、どのような効果が上がっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

西本委員長 牛谷市民課長。

牛谷市民課長 それでは失礼します。レセプト点検によってどのくらい効果があったのかということですが、レセプト点検、毎月平均1万3,000件ほどのレセプトを点検しております。人員は2名で行っております。その中で今、お問い合わせの第三者行為につきましては、交通事故の疑いのある傷病名とか、処方されている薬などからレセプトを抽出しまして、抽出した被保険者に傷病の原因、状況等を確認しております。

平成28年度につきましては14件、そのうち2件が既に完了しまして、あとの12件は、まだ請求の途中でございます。

返還金につきましては、ざっと440万円、第三者行為で返還していただいております。

それで、今回、けがが軽ければ治療も早く終わるんですけども、早期に事務が完了するんですけども、治療が長引いたり、話が長くこじれてくると完了まで時間がかかるということがございます。

以上です。

西本委員長 続きますして、鈴木委員、再生可能エネルギー。

鈴木委員 私のほうからは再生可能エネルギーです。これはいろんな方のお話の中で出てきているんですけども、エネルギー自給率、また二酸化炭素削減、この実績を現段階で伺いたいんですけども。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。環境基本計画をさせてもらったときの数値、平成25年のエネルギー自給率というんですか、全体のエネルギーをもとにですけども、市のほうで補助させていただきました太陽光発電エネルギーによりまして、産業・運輸を除きまして計算しますと、平成25年度の分母に対して平成27年で計算しますと、約1.4%の自給率の向上に当たります。

それから、同じくですけども、その太陽光をもとにしますCO<sub>2</sub>の削減については、あくまでも計算上ですけども、年間887トンのCO<sub>2</sub>が出るものと考えております。

それと、前にもちょっと委員会のほうで説明させていただいたんですけども、薪ストーブの部分のアンケートからではございますけれども、年間に170トン程度のCO<sub>2</sub>の削減が出ているなということで認識しております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 エネルギー自給率がこれ1.4%向上ということで、平成25年度比較で1.4%向上なんですけど、全体で何%で、いつまでに何%を目指しているのかをもう一度お聞かせいただけますか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 ちょっと今、あくまでも2030年にエネルギー自給率、産業・運輸を除いて70%ということでしております。

それから、平成27年の環境基本計画をつくらせていただいた時点では、49.5%がパーセンテージでなかったかなと認識しております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、二酸化炭素の削減のほうも、いつまでにどれくらい減らすかというところを教えてくださいたいんですけども。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 CO<sub>2</sub>の削減については、特に目標値はなかったように思っている

んですけど、できる限り化石エネルギーからかえていける部分についてはやっていたらこうと、そのためにまた補助を出しております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 本当にできる限りでいいんですか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません、間違っておりました。訂正させていただきます。

後期基本計画のまちづくり指標の中で、数値的にうたわせてもらっておりました。訂正させていただきますと思います。

平成27年度時点で目標値554トンということでさせていただいております。それに対して実績値が887トンということであります。

以上です。

西本委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

鈴木委員 すみません、先ほど太陽光と薪の関係を御報告いただいているんですけども、ペレットストーブも補助金が出ていると思うんですけど、公共施設等に結構ペレットストーブが入っているんですけども、そのあたりは何かそこからの効果というのは出ているんでしょうか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 少しペレットストーブについてはまだよう計算しておりません。薪ストーブの時点でちょっと推計的に計算しまして、少し持っとくべきかなと、今の質問を受けまして反省をしております。現在はちょっとまだよう計算しておりません。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ペレットストーブというか、もうペレットの関係は大分長年推進してきていると思うんです。公共施設とかには相当ボイラーも含め入っていると思うんですけど、あまり稼働状況がいいというふうには外見では見えないので、是非とも本当にCO<sub>2</sub>削減なりとかということに、環境政策にそれが有効だったのかというのは、もう検証して、もし有効でないというのであれば、方向転換するしかないと思うので、そのあたりも含めてちょっとしっかりと調査をしていただいて、恐らく大きなところのボイラーとかは、ほとんどペレット動いていないような感じなんです

よ。化石燃料、重油だと思うんですけど、ほかには。そっちのほうが重宝されているような感じがするので、是非とも公共施設の使用量であるとか、それから、どれぐらいCO<sub>2</sub>削減に貢献しているのかというのは、是非とも早急に調査をしていただいて、効果を市民に対してでもお示しいただきたいと思いますので、お願いします。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません、御指摘のように計算して貢献しているんだなということが各施設ごとにもわかるように説明させていただきたいと思います。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 鈴木委員と同じ質問なんですが、ペレットストーブから薪ストーブがいわゆる30件というような形で出ております。その補助金が平成28年度は1,330万円、平成29年度は1,016万円ですか、このペレットストーブ、それから薪ストーブ、別々で補助金が違うんじゃないかなと思うんですけども、大体その大きさにもよりますけども、幾らぐらいの補助金が出るんですか。

西本委員長 小林委員、マイクを近づけてください。

宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。ペレットストーブ、薪ストーブとも設備に要した費用の50%を補助をさせていただいております。やはり両方とも結構高価なものでございますので、40万円を超えていきますので、その50%でございますけども、補助の上限につきましては20万円でございますので、今回予算計上させていただいているのは、上限の20万円掛ける30件ということで600万円を計上させてもらっております。値段的にはペレットストーブも薪ストーブも同じ考えで計上させてもらっております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。ただ、先ほど鈴木委員のほうからも出ておりましたペレットストーブが、いわゆるなかなか高いですね、ペレットストーブはね。それが上限がいわゆる補助が20万円ということになると、手が出ないという人が多いです。このペレットストーブの場合は、燃料にも、そしていわゆる費用がかかるということで、数でどれぐらい出ているのかもちょっとお聞きしたいんですけども、ペレットストーブが何台ぐらいで、薪が何ぼぐらいというのはわかりますか、昨年で結構

なんですけど。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 今年度におきましては、ペレットストーブが5台と、それから薪ストーブが10台です。昨年度におきましては、ペレットストーブが5台と、薪ストーブは40台ほどになります。

以上でございます。

西本委員長 小林委員。

小林委員 薪ストーブが40台も出ておるんですか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 昨年度は40件出ております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 薪ストーブがそういうふうにしてちょっと金額的にも安いから出たんだと思うんですけども、いわゆるこのストーブのメーカーというのはもう決まっておるんですか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 メーカーとしては特に決まっておりません。薪ストーブとしてある部分についてはこちらの補助としては見ております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 ということは、この実票でも誰かこしらえる人があれば、それで規定さえ通ったらいいということですか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 あくまでも補助をつけていく部分でございますので、市としては一般流通になって、価格がはっきりした部分について補助をさせてもらっております。ちょっと1件あったんですけども、ごみ焼きか薪ストーブかわからんような状況のものもありますので、やはりメーカーとしてちゃんと性能的にも出ている部分で出していただければと思いますので、なかなかちょっと別注というのについては難しいかなと考えております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 いわゆる販売はもう誰でもよろしいんですか。

西本委員長 宮田環境課長。



宮田環境課長 販売といいますのは、ホームセンターで買われて、大工さんに出されるとか、ブリキ屋さんに出されるとか、それから工務店が材料も込みで設置されるとかという多種多様でございます。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 多種多様ということは、誰でも販売ができると、いわゆる規定に沿っておれば大丈夫ということやね。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 一般的な品物であればいけるかなと。なかなか種類もございませんし、どうしても限定されますけども、そういう認識でございます。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 いわゆる宍粟市がいろんな形で薪というのか、いわゆる伐採した後の杉の木の本株であったりとか、そういうようなことも燃料が非常に手に入りやすいですよ。そういうのがあって、是非ともそういうような形で進めていただきたらと思うんですけど、なかなか行き渡っていないのが現状なんで、できればそういうふうなのをいろんな形で広めていただきたらなと思うんですけども。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 いろいろな環境フェスタとかも含めて、あるときには、そういうことができたらいいかなとは思っておりますので、できる限り広めていかせていただきたいなと思っております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 できれば、いろんなイベントのときに、このストーブやったらこういうようなんで、市がこういう負担をしますよというようなこともしていただきたらなと思うんですが、あまり売り過ぎたら補助金がようけ要りますからね。それは考えていただかないかと思うんですけど。よろしくお願いします。終わります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、先ほどの関係でごめんなさい、ちょっと聞き忘れていた部分なんですけど、再生可能エネルギーでエネルギー自給率のところ、太陽光の部分でおっしゃっていましたが、こういった薪とかペレットとかというのが、宍粟市内の材で賄えるような仕組みとか、それを奨励するような仕組みというのは何かあ

るんでしょうかね。燃料として材を使うときに、例えば、その補助を出した薪ストーブには、市内産の薪が何か購入の補助がついているとか、何かそういうふうに燃料自体も市内のやつを求めるようなところまで制度の網がかかっているのかどうか、ちょっと聞きたいんですけど。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 御指摘の部分については、今現在は補助という形ではよう対象にしておりません。

以上です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。環境パートナーシップ。

飯田委員 すみません、主要施策の46ページ上段の環境パートナーシップ促進事業なんですけれども、6件のプロジェクトに10万円ずつということで60万円、残り報償費、需用費、役務費とあるんですけども、この部分についてどういうふうな提供先、お願いしたいと思います。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 先ほど申されましたように、補助については御指摘のとおりでございます。報償費、需用費、役務費と計上させてもらっております。報償費につきましては、ちょっと先ほどもちらっと言いましたけど、環境フェアの講演会の講師代として考えております。それから、需用費につきましては、同じく環境フェアの消耗品として必要な分を計上させてもらっております。それから、役務費につきましては、どうしてもそういう団体等はボランティアで出てもらうことがありますので、その保険とそれから郵便料を計上させてもらっております。

以上です。

西本委員長 次に、藤原副委員長。

藤原副委員長 私のほうから1点質問いたします。

予算書の59ページあたりなんですけども、1,300万円の23節に償還金等が計上されています。これは昨年と同じ金額であったかなと思っておるんですけども、その積算根拠といいますか、具体的に教えていただきたいと思います。

西本委員長 水口税務課長。

水口税務課長 ただいまの質問につきましては、昨年も同じ質問をいただいたと思うんですけども、税の償還金につきましては、個人住民税につきましては、納税者が所得の修正、あるいは扶養の変更等をされた場合に、決定額を変更することがあります。

また、法人住民税については、中間納付額、あるいは予定納税をされておる部分で、決算を打ったときにその分を決算の額が少なかったために返還する、そういった場合がございます。

あと、固定資産税につきましては、建物が既に滅失しておったというようなこともございます、そういった分について償還をさせていただくこととなることとなっております。

現年度収入分については、歳入戻出という形で対応させていただいているんですが、過年度の場合にこの科目で償還するという措置をとっております。

この積算につきましては、この1年間にどれくらい償還金が出るだろうというのは、非常に積算見込みがしにくい内容の予算となっております。新年度の予算につきましては、ここ数年の償還金決算額を参考にする中で、前年度の予算額と同額の1,300万円を予算要求させていただいているところであります。

以上です。

西本委員長 藤原副委員長。

藤原副委員長 先ほど言われました個人あるいは法人の修正とか、あるいは還付請求等々による償還というのは理解できるんですけども、私が言いたいのは、この1,300万円の当初予算ですけども、場合によったらこれの2倍、3倍ぐらいな補正で追加されているような場合があるんです。何が言いたいかといったら、これが一番大きな金額になるのは、やはり本税の還付も同様なんですけども、それに還付加算金といって、高い利子をつけて返さなければならない。ですから、うだうだ10年もおいたら、本税の倍ぐらいになる可能性があるということなんです。そういうことを見越して置くのではなしに、それはそうですけども、事前にそういう間違いを5年も10年もさかのぼって返さなければならないようなことがないように、特に、私は固定資産にそういう状況が出てくるというもので、納税者の責任もそれはあるかもしれませんが、その辺が事前にチェックできないかなと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

西本委員長 水口税務課長。

水口税務課長 御指摘のところにつきましては、固定資産につきましては、年に3回ないし4回、市内を循環し、新しい新增築の確認でありますとか、職員からの情報提供、そういったことを求める中で現地確認もしております。

また、年末12月には、1月1日が課税基準日となりますので、その折までには皆さん、市民の方から土地の地目変更、用途変更ですとか、滅失とかありましたら、

情報、報告をお願いしますというようなことも宣伝しております。特に、漏れ落ちになりがちなのが、滅失の場合でございます。新築で立ち上がっておるのは非常に確認しやすいところではございますが、滅失で部屋の部分がなくなっておるとか、離れをつぶしたとか、そういったものは見たときに存在しなければ、非常に見落としするようなことございますので、そういったところも注意しながら対応したいと考えております。

また、本年度、平成28年度には固定資産の現況調査費用ということで、内容的には航空写真を撮影する中で、課税物件の確認をするというようなことで予算もいただいております。そういったところを取り組みながら、御指摘のあるようなところがなくなるように努めていきたいと考えております。

以上です。

西本委員長 次に、鈴木委員。

リサイクル資源回収奨励金から随時委員会資料のところまでお願いします。

鈴木委員 ちょっと戻る感じになりますが、リサイクル資源集団回収奨励金なんですけど、これもう前々から指摘があるとおり、学校によってとか、収集物に違いがあるんです。特に布とかペットボトルの関係とか、やっているところとやっていないところがあって、ずっと奨励金額が高いペットボトルがなかなか回収できてなくて、実際にはそのこと自体も地元の皆さんが知らないということもあって、もう慣例的にこれしか集めていないからということで、何の疑いもなくずっと継続しているんですけども、その違いというのはなぜ起こるのかということ。あと、それを解消していく手だてがあるのかどうか、その2点について伺います。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 失礼します。御指摘のようにリサイクル集団回収については、PTAやとか子ども会とか各種団体が自主的に研究されており、取り組まれております。どうしても団体の規模とか、それから集める場所とかで種類が変わってくるのかなという認識はしております。

市としましても、なるべく多くの品目を実施していただいて、お願いしますということは、特に4月の最初の校園長会のときに、趣旨説明のときになるべく多くの種類を出していただきたいんやということはお願ひしております。

ただ、どうしてもPTA等の個々の事情がありますので、その部分は尊重して、これからも無理のない継続が可能なりサイクル活動をしていただくのが一番いいかなという認識をしておりますので、あくまでも品目が違うのは、PTAとか集める

団体が決定されていることだと。ただ、市としてはそういう機会を持って、なるべく多くのものを集めていただければという願いはさせてもらっております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと聞いている話と違うんですけど、団体の規模も、例えば中学校だったら確かに規模の違いはありますし、場所によってというのは、グラウンドの大きさのこととかそういうことを言っているんだったら、それはそんなに変わらないと思いますし、どちらかということ、長年そこでお世話になっている業者さんの裁量によって、PTAがこれを集めてほしいとかそんなことではなくて、これしか集められないということで、それがイコールリサイクル活動の収集品目になって上がってきているだけだと思うんですけど、事情はその団体の規模とか場所によって、PTAとかの収集する側のほうが、これはやめておこうとかということをおっしゃっていることが違いの原因なんではないでしょうか。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 そのとおりで、私どもは全ての品目について協力願えたら一番いいなと、それをまた資金にさせていただいて、学校のPTAの活動にさせていただくなり、子ども会の活動費にさせていただいたらいいなと思っておりますけれども、どうしても各種団体の状況がございますので、そちらのほうを優先して、できる範囲の中で多く集めてもらいたいとお願いしております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは団体の状況じゃなくて、収集の側の状況ですよ。都合ではないんですか。団体の状況なんですか、それは。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 私どもはあくまでも各種団体に補助しておりますので、団体と実際収集される業者というところには入っていったおりませんので、その部分については少し不明なところもございます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、団体が今回はペットボトルとか、私たちはペットボトルとか布はやめておこうというジャッジをされて、それで進んでいるということでもいいんですね、市の認識としては。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 増えることも減ることもそういう形で認識しております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、それは公式の回答であるというのであれば、そのように受けとめます。

では、P T Aとかにとってみたら、奨励金の高いペットボトルとかをじゃあ是非集めようよというふうに声かけすれば、事は動くというふうに考えてよろしいんですね。

西本委員長 小田部長。

小田市民生活部長 P T Aのリサイクル活動は、P T Aと収集業者さん、市内何業者かいらっしゃるんですけれども、そことほとんどが従来から、前年度契約されているのがそのまま継続されているということで、市のほうで入札とかそういうようなことは一切やっていないんですけれども、やはりその業者さんの取り扱える品目というのがありますんで、布とかというのもオーケーだよというような業者さんもいるし、ちょっと困るなというような業者さんもどうもあるみたいなんですけれども、やはりP T Aのほうから布も集めてほしいんだというようなお話でされたら、そういうようなことが年2回収集するんだけど、1回はそれなら布も集めようか、段ボールも集めようかと、そういったことはできるんで、学校のP T AさんのほうもそういったP T A会員の要望に基づいて業者さんとお話をされれば、そういったことまで拡大していくんじゃないかなというふうに思います。

市としては、これがいい、これがだめというようなことは申し上げていないんで、できたらその中で拡大をしていていただきたいなというふうに考えます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、そのようにさせていただきます。

じゃあ、次は、母子家庭等医療費助成事業なんですけど、中学生までの医療費を無料にしたことによって、これ全国的に見ると、やはりある程度でも低額でも負担をしたほうが医療費抑制の効果があると。いわゆるとりあえず病院に行っておこうかみたいところで気軽に借金もかからないしとなってしまうと、ちょっと本意ではないという、当然、かからなければならぬ方はかかってもらってもいいんですけど、その経済的不安は軽減する必要があると思うんですけども、これによってどれぐらいの医療費が、中学生まで医療費無料にしたことによって、医療費が膨れ上

がっているのかどうかというところ、子どもは減っていったので、ここが膨れ上がっているということは、一人当たりの医療費が多分上がっていったことになるんですが、このあたりどう推移しているか、教えていただきたいんですけど。

西本委員長 牛谷市民課長。

牛谷市民課長 失礼します。医療費の推移につきましては、対象者の拡大ということで、それに伴って医療費も増えております。ちなみに対象者の拡大についてだけ、先に申し上げて、後に医療費について申し上げます。

対象者につきましては、平成19年当時は小学生6年生までを対象としておりました。平成22年度になりますと、中学校3年生の入院の部分まで対象としました。平成25年度につきましては、中学3年生までの入院と外来まで全てそこまで拡大しております。

医療費につきましては、対象者の拡大と同時に増加しておりまして、平成22年度には約6,050万円、平成23年度には約1億700万円、平成25年度には1億3,600万円、平成27年度には1億5,300万円と約それぞれ増加しておる現状でございます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これが子どもたちの医療費の増がということと、子どもの数は減ったりとかしているの、一人当たりの医療費が増えているのかどうかというところなんですけど。これだから、その医療費を引っ張っているのが子どもたちなのかどうかというのではなくて、高齢の方とかの可能性もありますし、今のおっしゃったのは子どもの部分がそれだけ増えて、増分はイコール子どもの部分だけですか。

西本委員長 牛谷市民課長。

牛谷市民課長 お尋ねのとおり、子どもの部分だけでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは大分医療費全体を圧迫している感じですかね。そんなに増えてないような気はしたんですけど、そこまで増えているのであればちょっと制度的に維持が可能なことなのか、それが本当に子育て支援に繋がっているのかということも検証せざるを得ないような気がするんですけど、一人当たりの医療費が上がっている、補助分は。一人当たりの医療費が上がっている。税で補填とか、裏で補填しなくても結局かかる医療費は同じなので、関係ないですよ。増えたということは、一人当たりの医療費が増えたという話ですね。今まで小学校6年生までの医療費を無料にしていたけれども、別に中学生の子も自己負担を伴ってただけで、医療費

は出ているわけですよ。だけど、その無料の範囲を拡大していつているのに伴って、医療費が増えているということは、無料になったことによって医療費をどんどん使うようになったというか、病院に頻繁に行くようになってしまっているというふうに解釈すればいいんでしょうかね。

西本委員長 牛谷市民課長。

牛谷市民課長 先ほど申し上げました部分につきましては、福祉医療の部分だけです。医療費全体については不明でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 対象を拡大したらそれだけこっちから出すというか、支出する分が増えるのは当然なんですけど、じゃなくて、医療費全体として考えたときに出ていく額が、子どもの無料の幅が拡大したことによって増えていくというような解釈ではないのかどうかと、そのあたりちょっと検証いただきたいなというふうに思います。

いろいろな部分でとにかく無料化すればというふうに言うんですけど、それ全体の財政を考えたときに、本当にそれが妥当なのかどうかというのは、どこかでジャッジしていかないといけないと思うんで、やっぱりある程度例えば100円、200円でも自己負担が伴うことによって、適正受診というところに誘導できるのであればそっちのほうが利がありますし、将来的に考えたら。そのあたりも含めてちょっとジャッジをしていただきたいなと思います。

あとは、今、母子とか父子家庭とかの高校生までを無料にする、無料というか減免になるというふうになっているんですけど、その家庭事情は関係なく高校生まで今の中学生と同じように、入院・外来等を無償にした場合、どれぐらいの負担の増が予測されるのか、そのあたりをちょっと伺いたいんですけど。

西本委員長 牛谷市民課長。

牛谷市民課長 高校生までさらに増やしたらどうなるのかということでございますけれども、増やしますと、さらに3,470万円程度負担が必要になると見込んでおります。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。それも含めて、これもさっきのコンテナ回収と同じなんですけど、ケース分けして、どういうふうになっていくのか。それで実際には、今まで経年的にいろいろ対象拡大していくことによって、医療費がどれぐらい圧迫しているかというのは、ちょっとチェックできるような資料をまた今後委員会等に御



提出いただければと思います。じゃあ、その件は結構です。

次の部分で、国保の関係ですけれども、加入者が委員会資料のほうに出ていたと思いますが、加入者の推移ですかね、5ページ、ごめんなさい、6ページか。

人口が減っていった分を含めてなんですけど、加入者が減っていったんですけど、加入率自体も減っていったということで、どんどん人口の減りよりもっと加入率の減りもあるということで、これだけ加入者が減って医療費がそのまんまの場合、これ保険料一体この先どうなっていくのか。県事業に移管するというあれもあるんですけれども、そこには大分成果を出したところに対して手厚くなるというようなことも打ち出されているんですけれども、これ今後、どうなっていくのか。もう今でも手いっぱいという状況で、これだけ加入者がどんどん減ってきている状況で、一体どうなっているのか、ちょっとそのあたりの展望をお聞かせいただきたいんですけれども。

西本委員長 水口税務課長。

水口税務課長 国保の全般もありますけれども、保険料の動向を含めてということですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、国保会計のほうは、国、県、市町村からいわゆる公金という部分と加入者で御負担いただく保険料、あるいは保険税というところで財源構成をなして運営しております。

先ほどおっしゃったように、人口減ということもありますが、高齢化の進展とともに、後期高齢制度というのができておりますので、国保から後期高齢に移られる方もかなりありますので、先ほどおっしゃったような加入者の減の状態であります。

また、昨今社会保険のほうも加入促進というようなことで国のほうが動いておりますので、小さな組合等々を含めまして、社会保険に切り替えていこうというようなことで、国保から離脱されるようなことも含めて全体的な減少傾向となっておりますのが状況でございます。

じゃあ、国保に残っていらっしゃる方というのは、市内自営業者さんを中心に、あとは年金受給者の方々というようなところが主な方々かなと考えております。

このような状況から申し上げますと、非常に国保税負担総額、対象の収入となるところを増えていくような要因を見つけるところが非常に困難な状況でございます。対策ということになりますと、国保制度そのもの全体を見極めますと、昨今あります賦課限度額の引き上げによりまして、限度超過されている世帯の方々の負担を少

し増やしていただく、あるいは、それ以外では市の運営の中で保険税率の改正というようなことも対応の一つかとは思いますが。

しかしながら、非常に保険税率の改正というのは、市民の方々の負担を伴いますので、簡単にはそうはいかなというのが現状となっております。

今後、保険料の増える見込みは非常にないというところを一つ説明させていただいた点と、市民生活部としてできることと言えば、給付側対応としましては、医療費の適正受診等々によります抑制の取り組みを地味ながら続けていく、あるいは、収入のほうにおいては税收確保のために、収納率向上の取り組みを強化していくという部分に尽きるのかなということで、保険税としては将来的には少しずつ低減されていくんじゃないかなということと、部としてはそういった取り組みを強化していくということで、答弁とさせていただきたいと思えます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 多分、応能負担という意味で、やっぱり自営業者さんとかでもやっぱり限度額までいってしまう方のところはどんどん引き上げてというか、負担できるのだったら負担していただくというところをやっぱり何とか、それが市町村の裁量でできる云々というところも限られてはいるんだと思うんですけども、そこでやっぱり非常に負担できる方は負担してもらおうという応能負担の原則をもうちょっと貫いて何とかしていただきたいなということがまず1点と、あと、やはり健康福祉部との連携の中で、やっぱり使うほうはあちらなので、そのあたりも含めてやっぱり医療費の抑制であるとか、適正受診であるとか、そういったところはしっかりと連携とってやっていっていただかないと、どんどんどんどん保険料が上がっていってしまうと思うので、そこだけはちょっと強くお願いしておきます。

じゃあ、次へ行きますけど、市税の関係で、委員会資料の7ページ、市税の予算の前年度比較があって、前年度比で市税関係で4,191万6,000円の減ということで、これ減ったんだから仕方がないというのはわかるんですけど、この交付税も落ちていく中で、市税も自主財源が落ちていくというところで、何かこの対策、ほかで何か賄うというか、自主財源として確保していくという方策というのは、何か今、手だてとしてあるんでしょうか。

西本委員長 水口税務課長。

水口税務課長 こちらとしては税の徴収でありますとか、収納を努力していくということしか申し上げられないんですけども、今御質問でありました全体的な収入

欠損、減った分をどうするかという大きな枠になりますと、市全体としての検討項目、財政の担当の地方交付税のお話であるとか、企画として新しい目的税をつくるとか、そういったような企画面のことも含めてのことになってくるんですけども、今のところ、特にそういった税の新設、目的税というのは難しい段階であるかなと、議論は出ておらないということは言えると思います。

また、市税の収入が落ちる分については、ルールでいえば地方交付税のほうに反映されるというのがルールではございますが、御承知のとおり、地方交付税のほうにつきましても、合併10年、あるいは15年すると低減されていくというようなこともございますので、全体的なところについては市の財政のほうと含めまして、歳出の抑制であるとか、そういったところに踏み込んでいく必要があるのかなと思いますけれども、ここの4,000万円が減った分はどうかということになりますと、非常にお答えはしにくいところであります。

先ほどと同じような答弁になるんですけども、収納側として収納努力を続けていくとしか、お答えしようがないのかなと考えております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、マイナンバーの導入で、いわゆる所得の捕捉というんですか、本当に同じ人がいるんなところで所得を得ていたりとかということ、所得に応じての応能負担という部分も結構ほかの税も含めてあると思うんですけど、それはやっぱりマイナンバーの導入によって、大分的確に課税できているということなんですかね、現場としては。あまり納税者側としては実感がありませんけど、集める側としては、マイナンバーがあることによって、しっかりと所得が捕捉できていて、それに応じた応能負担をしてもらっているという感覚なんではなかね。それがちょっとマイナンバー入れるときの大きな目的の中に、そこはあったと思うんですけど、それはどうでしょうかね。感覚的な話で申しわけないんですけど。

西本委員長 水口税務課長。

水口税務課長 マイナンバー制度につきましては、今申告を受け付けておりますが、平成28年分の所得からマイナンバー添付ということになってきておるところでございます。

よく導入時、冒頭に言われたのは、変な言い方ですけど、預貯金とかそういったものと結びつけができると、そういうものに係る利子税とか、そういったものも把握できるんじゃないかというようなところまでは、当初検討されておったところで

すけれども、今のところ始まった段階ですので、そこまでの結びつけが十分ではございません。もうしばらく、もう1、2年、こういった申告の資料等の積み重ねによって繋がっていくのかなと考えているところです。

それと、もう一つ、市としまして非常に今後期待できるのは、固定資産税なんです。市内に物件があるものは全て賦課されてできておるんですけれども、今後、これまでは住民票のない市外に在住の方について課税を通知したりしておったんですけれども、なかなか市外で移動されたり、亡くなられたという情報までは入ってこない部分がございます。送ったら通知が返ってくるでありますとか、口座引き落としがいつの間にかとまっておったというような状況にもなりますので、マイナンバーが全て付番された段階で、市外の方と私どもが課税しております市外の在住の方の固定資産税の人が12桁の番号で結びつきが完全になれば、その方の動きというの住民票移動でありますとか、転居といったようなところも把握できてまいりますので、賦課と申しますか、納税通知の発送については、非常に確実なものになってくるのかなということで、今期待しておるところでございますが、そういった作業はまだもう少し時間がかかるとお思いますので、将来的にはそういった部分で非常に事務の負担も減りますし、収納のために寄与するものじゃないかなという思いは持っておるところでございます。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、最後です。委員会資料の14ページの件です。

にしはりま環境事務組合の予算なんですけど、これで今言われておるのが、いつだったかちょっと明確には覚えていないんですけども、姫路市、安富町域の部分がこのにしはりまの構成市町から抜けていくということで、それで計算すると、人口案分で宍粟市44.32%ぐらいまで上がってしまうんです。ほかのまちも1%ぐらいなんですけど、宍粟市だけ3%近く上がってしまうんです。これは仕方のないことなんですけど、これになってくるんですけども、あとほかに起債償還の部分も人口割が85、平等割15というふうになっていたりとか、非常にちょっと人口に依存している部分があって、これで構成市が変わったときには、大分負荷がかかってくると思うんですけど、このあたり実態に合わせてというか、協議するようなことは今後ないんでしょうかね。これはもう固定で何が何でも何十年も先までこの比率でいくというふうには何か縛りがあるんでしょうかね。一部契約の部分、規約の部分もあつたんですけど、その協議をするような規定は、大体こういうようなのにはあるんで

すけど、そのあたりでこの負担割合はちょっとなかなか支えきれなくなってくるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの見通しをちょっとお伺いします。

西本委員長 宮田環境課長。

宮田環境課長 すみません、姫路市の部分については、7年間と聞いておりますので、平成31年が最後になるんじゃないかなとは認識しております。

ただ、いろんな協議につきましては、事務方としても全く出ておりませんので、平成29年度以降になるのかなという思いがあります。鈴木委員のほうから言われたように、なるべく早く知って議会のほうにも報告しながら、進めてまいりたいと思います。

それと、もう1点、この率が決まっておりますのは、15ページ以降につけさせていただいておりますにしはりま環境事務組規約というところで決まっております。この規約につきましては、構成市町の議会のほうで議決を受けて決定させてもらっております。組合議会が決定する部分ではございませんので、そういうのも踏まえて、この今のままいくのか、どういう形か、協議の中で残る2市2町の議会のほうに理解できるような形で事務組合のほうが動いてくれるのではないかなと思っておりますけれども、担当課としてもなるべく早くそういう部分が見えて、お伝えすべきかなとは思っておりますので、随時わかり次第こういう格好で進みますということは伝えていきたいなと思っております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 多分、議会でこっちとしては幾らでも決定できても、ほかのまちとか市がうんというわけがないので、これこそやっぱりちょっと設置者側の協議になってくると思うんで、是非ともこの現状はちょっとやっぱりもう予測できたといえはきたんですけど、不測の事態ということも含めて、真摯に協議をして、現状を訴えていっていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりちょっと今後どんどん負担増になってきたら、ちょっと厳しいかなという気はするんで、そのあたりもまたしっかりと協議をしていただいて、その経過をまた御報告いただければと思います。

私のほうからは以上です。

西本委員長 以上をもちまして、市民生活部の審査を終わります。

藤原副委員長 それでは、委員の皆さん、早朝から大変御苦労さんでございました。

また、市民生活部の皆さん、ありがとうございました。

本日の日程、これにて終了いたしました。

明日は、午前9時から再開したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

このあと、隣の503号室で明日のちょっと打ち合わせをしたいと思っておりますので、いましばらくお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(午後 4時40分 散会)